

## **第2章 計画地周辺の現況**

## 2-1 地理的環境

青谷上寺地遺跡は、鳥取県鳥取市青谷町青谷・吉川に位置する弥生時代を中心に栄えた遺跡である。山がちな地形であり、東に日置川、西に勝部川が流れ、両河川は河口近くに青谷平野（沖積平野）を形成し、やがて合流して日本海に注いでいる。

青谷平野は縄文海進の後に気候が寒冷に転じてから生じたもので、遺跡の北側は砂やシルトが堆積する三角州、南西側は勝部川沿いに発達した谷底平野と氾濫原に区分される。この平野は、東・南・西の三方を山に囲まれた南北、東西とも約1.5km程度の小平野であり、大部分の標高が5m以下の低地である。青谷上寺地遺跡は、この平野の南縁から勝部川の流域に沿って、概ね長軸1km、短軸300～400mの範囲で広がり、その北東端は現在の海岸線から約1.1km離れている。遺跡全体の面積は約33haであり、そのうち約14.6haが国の史跡に指定されている。

また、青谷町の海岸周辺には火山活動により噴出した溶岩が固まった後に、侵食されてできた海食崖・洞門・奇岩が連続する岩石海岸と鳴砂の浜が連続している。こうした海岸の地形は、日本海の成り立ちを記録するものとして、ユネスコ世界ジオパークに認定された山陰海岸ジオパーク（日本海形成に伴う多様な地形・地質・風土と人々の暮らし）のエリアに含まれ、青谷上寺地遺跡もジオサイトの一つとなっている。

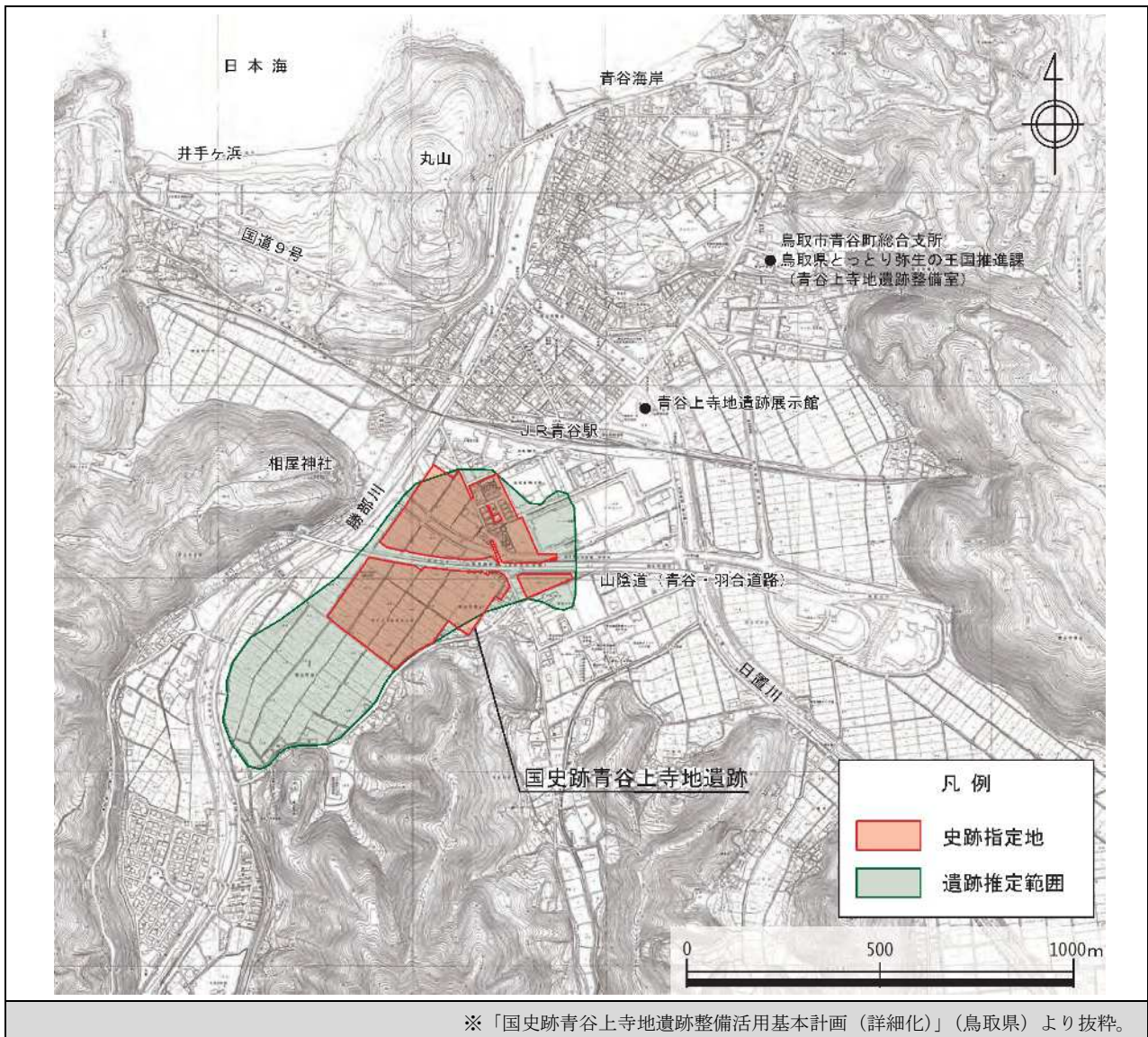


図 2.1 国史跡青谷上寺地遺跡位置図

## 2-2 気候・植生

沿岸部に位置する青谷町の気候は典型的な山陰型気候区であり、春から秋は好天が多く、冬には降雪などによって降雨量が多い。また、最大風速 10m/s を超える風が、春は北北西および南から、夏は北および北北東から、秋から冬にかけては主に北西から吹き込む。冬期には海浜部の砂が風によって内陸側に飛来し、堆積することがあるため、海岸線には飛砂防止保安林による対策が講じられている。なお、青谷上寺地遺跡では、過去の発掘調査においても飛砂の可能性のある砂の堆積や、飛砂との関連性がうかがわれる木製構造物が検出されている。

遺跡の三方を囲む丘陵には、二次林を含むシイ、カシ、コナラなどで構成される森林が広がっている。鳥取県土地保全図の土地利用・植生現況図によれば、以前は遺跡の南側に位置する丘陵にはアカマツを植林した場所もあったようだが、既にアカマツ林は失われている。また勝部川を挟んで遺跡の西側の丘陵には、県指定天然記念物に指定されている相屋神社社叢がある。相屋神社社叢にはスダジイを主体とする照葉樹林が形成されている。

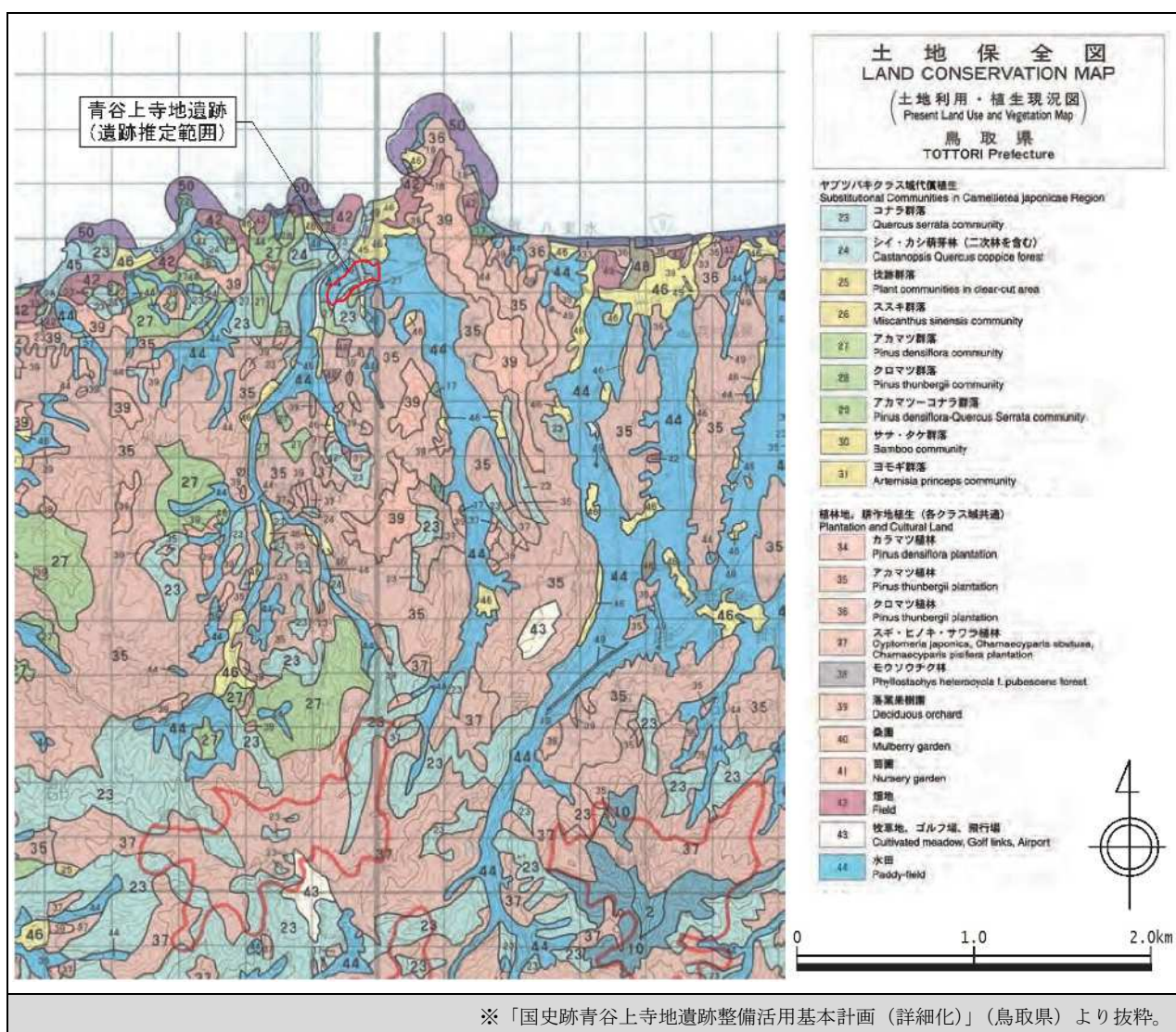


図 2.2 土地利用・植生現況図 (土地保全基本調査 1998)

## 2-3 埋蔵文化財の分布状況

現在、鳥取市青谷町内には国史跡青谷上寺地遺跡を含む52ヶ所の遺跡と19群の古墳群が周知されている。また、弥生時代から古墳時代前期にかけて営まれた青谷上寺地遺跡が立地する三角州や低湿地を形成した日置川や勝部川の水系には46ヶ所の遺跡と17群の古墳群があり、阿古山22号墳が県、奥崎古墳群と養号10号墳が市の史跡に指定されている。なお、勝部川流域よりも日置川流域の方が遺跡や古墳群の分布が密な状況にある。

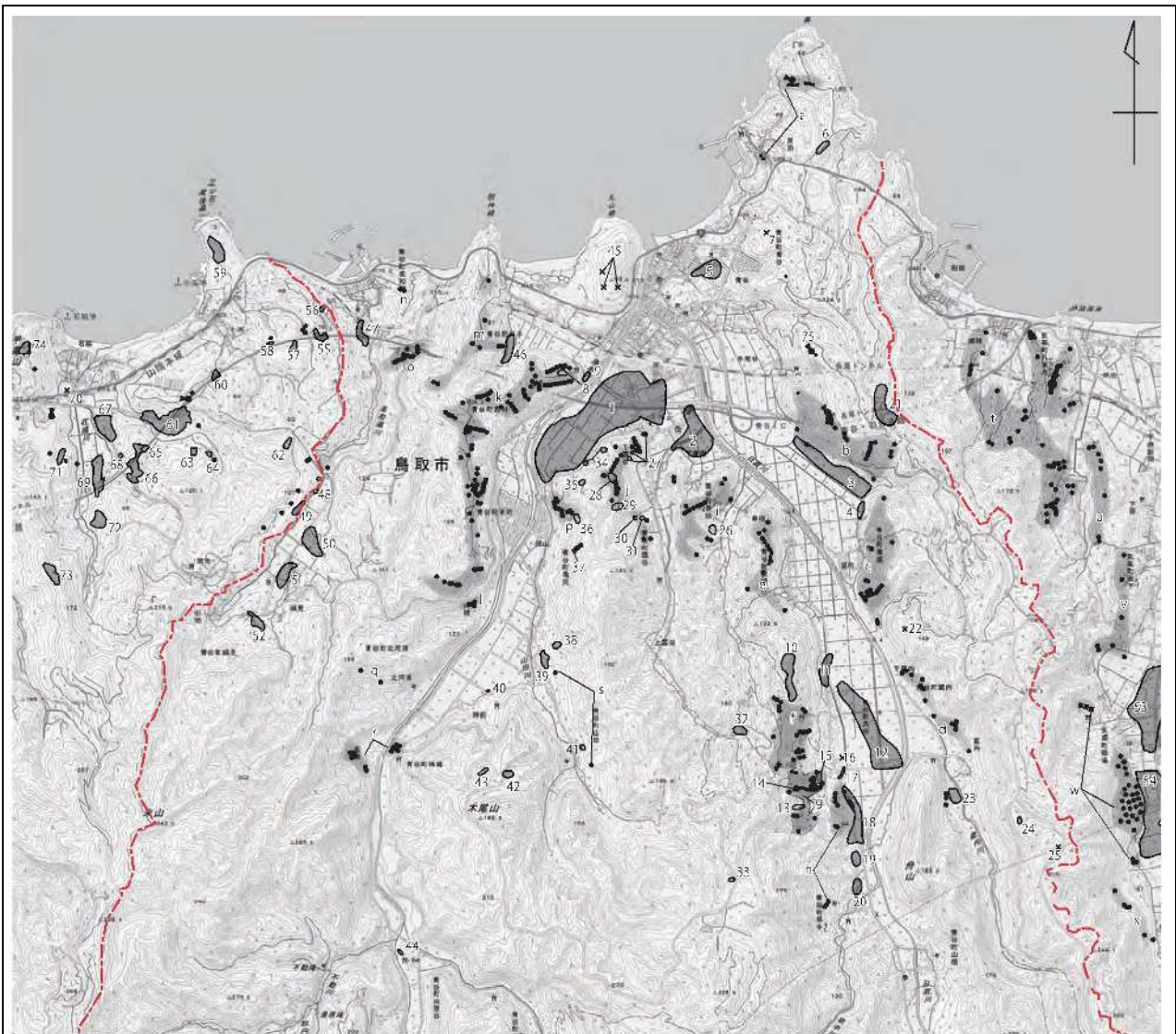
### ■青谷上寺地遺跡の概要

青谷上寺地遺跡は、弥生時代の集落遺跡であり、国道青谷羽合道路及び鳥取県道274号青谷停車場井手線の建設に伴い、1998年（平成10年）度から3年3か月の期間をかけて、遺構面の面積で延べ約55,000㎡が発掘調査された。この調査で、国内初・山陰初となる発見が多数得られ、しかも出土品の保存状態が群を抜いて良好であったため、全国的に注目され、2008年（平成20年）には国の史跡に指定された。

#### 【特筆すべき遺物】

- ◇遺跡の東側の溝では弥生時代後期の100人分を超える約5,300点の人骨が見つかったが、うち110点に殺傷痕が見られた。また2点に脊椎カリエスによる病変が確認された。これは日本における最古の結核症例である。
- ◇日本で初めて弥生人の脳が3人分発見された。
- ◇120cmほどのモミ製の盾から緑色顔料（緑土）が確認された。これは東アジア最古の緑土の使用例である。
- ◇35点もの糞石が出土した。これは弥生時代の糞石としては最も多い。ちなみに、同じ低湿地遺跡である唐古・鍵遺跡では1点のみの出土にとどまる。





遺跡・散布地・出土地点

○・・・遺跡・散布地    ×・・・山土地点    0 S=1: 50,000 1km  
 ●・・・古墳    ●・・・古墳群

- 1 青谷上寺地遺跡 2 善田榜示ヶ崎遺跡 3 青谷横木遺跡 4 養郷岩手遺跡 5 青谷第1遺跡 6 青谷第2遺跡 7 青谷第3遺跡
- 8 青谷第4遺跡 9 岩本遺跡 10 岩坪天神第2遺跡 11 大坪イカウ松遺跡 12 大坪大縄手遺跡 13 大口第1遺跡 14 大口第2遺跡
- 15 大口第3遺跡 16 大坪岸ノ上遺跡 17 カヤマ遺跡(藤田地区) 18 カヤマ遺跡 19 早牛宝免遺跡 20 早牛中瀬遺跡 21 青谷ガアガ遺跡
- 22 養郷川口ノ二出土地点 23 蔵内水稲遺跡 24 蔵内上長谷第2遺跡 25 蔵内上長谷第4所在遺跡 26 善田オノ尾遺跡 27 露谷鳥越遺跡
- 28 露谷第1遺跡 29 露谷第2遺跡 30 石知遺跡 31 露谷上露宮遺跡 32 露谷第3遺跡 33 早牛六原出土地 34 吉川北谷田遺跡
- 35 吉川中谷田遺跡 36 亀尻虎尾遺跡 37 亀尻家下ノ前遺跡 38 亀尻上家空遺跡 39 亀尻南谷遺跡 40 鳴滝宮ノ前遺跡
- 41 山田保珍場遺跡 42 山田横道遺跡 43 鳴滝宮坂散布地 44 田原宮谷下所在遺跡 45 青谷一本松遺跡 46 井手上遺跡
- 47 長和瀬谷田遺跡 48 伏尾第3遺跡 49 伏尾第2遺跡 50 長和瀬稲葉尾遺跡 51 絹見尾崎遺跡 52 絹見大谷所在遺跡
- 53 稲逢遺跡 54 山干尻遺跡 55 池ノ谷第2遺跡 56 二ノ池ノ谷遺跡 57 小浜千速遺跡 58 小浜小谷遺跡 59 おご遺跡 60 小浜ワラ如遺跡
- 61 石脇第3遺跡 62 伏尾第1遺跡 63 石脇蔵近第1遺跡 64 石脇蔵近第2遺跡 65 寺戸第1遺跡 66 寺戸第2遺跡 67 宮の山遺跡
- 68 九塚遺跡 69 石脇第1遺跡 70 前田遺跡 71 横吹遺跡 72 石脇第2遺跡 73 寺屋敷遺跡 74 石脇二ノ甲亀山遺跡 75 青谷2号墳(東山古墳)

古墳群

- a 長尾塚古墳群 b 阿古山古墳群 c 養郷古墳群 d 蔵内古墳群 e 奥崎古墳群 f 大坪古墳群 g 大口古墳群 h 早牛古墳群 i 善山古墳群  
 j 露谷古墳群 k 吉川古墳群 l 川積古墳群 m 井手古墳群 n 長和瀬古墳群 o 長谷古墳群 p 亀尻古墳群 q 北河原古墳群 r 鳴滝古墳群

※「国史跡青谷上寺地遺跡整備活用基本計画(詳細化)」(鳥取県)より抜粋。

図 2.3 鳥取市青谷町および周辺に周知されている埋蔵文化財

発掘調査により発見された代表的な遺構として「溝(みぞ)」、「木造構造物」及び「建築部材」があげられる。以下に各々の発掘調査結果を整理する。

### (1) 溝(みぞ)

青谷上寺地遺跡では、溝、水田、土坑(穴)など、弥生人が大地に刻んだ生活の痕跡が数多く発見された。なかでも、溝が多いことは、この遺跡が営まれた低湿地という立地と密接に関係しており、集落の景観を特徴づけている。

中心域と周辺域とは大規模な溝で区画されている。これらの溝は、弥生時代中期に形成された自然の川を利用したものと考えられ、“埋没→掘り直し”を繰り返す過程で木材による護岸を伴うようになる。なお、埋まっていく過程でごみが捨てられることもあり、区画溝からは多くの遺物が出土している。弥生時代終末期～古墳時代前期初頭にかけて、ついに区画溝が完全に埋まってしまったことは、溝の組織的な維持管理が放棄されたこと、すなわち集落の終焉を意味していると考えられる。弥生時代後期、中心域西側の周辺域には、区画溝よりも小規模な流れが幾筋も北流していた。人の手が加わっていないものもあれば、護岸を施し水路として使われたことが考えられるものもある。これらの溝も大部分は区画溝と同時期に埋まっており、なかには故意に埋め戻されたような溝もある。このことから、集落の終焉と前後して、周辺域の土地利用のあり方も変化していたことが伺える。なお、中心域内部の溝は、区画溝や排水路などの機能が考えられ、第6次調査区では木の蓋をかけた「暗渠排水路」が見つかった。



図 2.4 青谷上寺地遺跡で見つかった溝

## (2) 木造構造物

木の杭や板を使った種々の構造物は、溝と並んで、青谷上寺地遺跡の特徴的な遺構といえる。これらの構造物は、溝の護岸、土留め、畦の芯材や補強材、区画施設として機能した。

板を杭で固定する、あるいは一端を尖らせた板（矢板）を打ち並べるといったシンプルな構造であるが、大きさは護岸、土留めといった機能によって異なる。また、これらの構造物に使われた杭や板の多くは、柱や壁、床といった建築部材を再利用したものである。

これらの土木工事の痕跡は、青谷上寺地遺跡の弥生人が、洪水や風で飛んできた砂（飛砂）等の自然災害から、集落や水田を守るために営々と築き上げた英知の結晶といえる。



図 2.5 青谷上寺地遺跡で見つかった木造構造物

### (3) 建築部材

妻木晩田遺跡では、これまでに約 450 棟の竪穴式住居跡が見つっている。しかし、青谷上寺地遺跡では、竪穴式住居跡はこれまで 1 棟も確認されておらず、掘立柱建物跡（高床倉庫跡）が 8 棟見つっているのみである。その他、二重の馬蹄形の溝の内側に礎板を伴う柱穴が並んだ遺構が 1 棟のみ確認されており、平地建物である可能性が指摘されている。

一方で、この遺跡からは約 7,000 点の建築部材が出土している。数が多いだけでなく、礎板、柱から鼠返し、大引、根太、床板、壁板、梁、桁、扉、梯子そして垂木や木舞などの屋根材に至るまで、建物を構成するほぼすべての部材が揃っているが、ほとんどが平地建物もしくは高床建物の部材と考えられる。このことから、中心域には竪穴式住居とは構造の異なる壁や床を持つ建物が立ち並んでいたものと考えられる。また、部材の中には、弥生時代では我が国最長の柱・垂木が含まれており、大型の建物が存在したことが推測される。

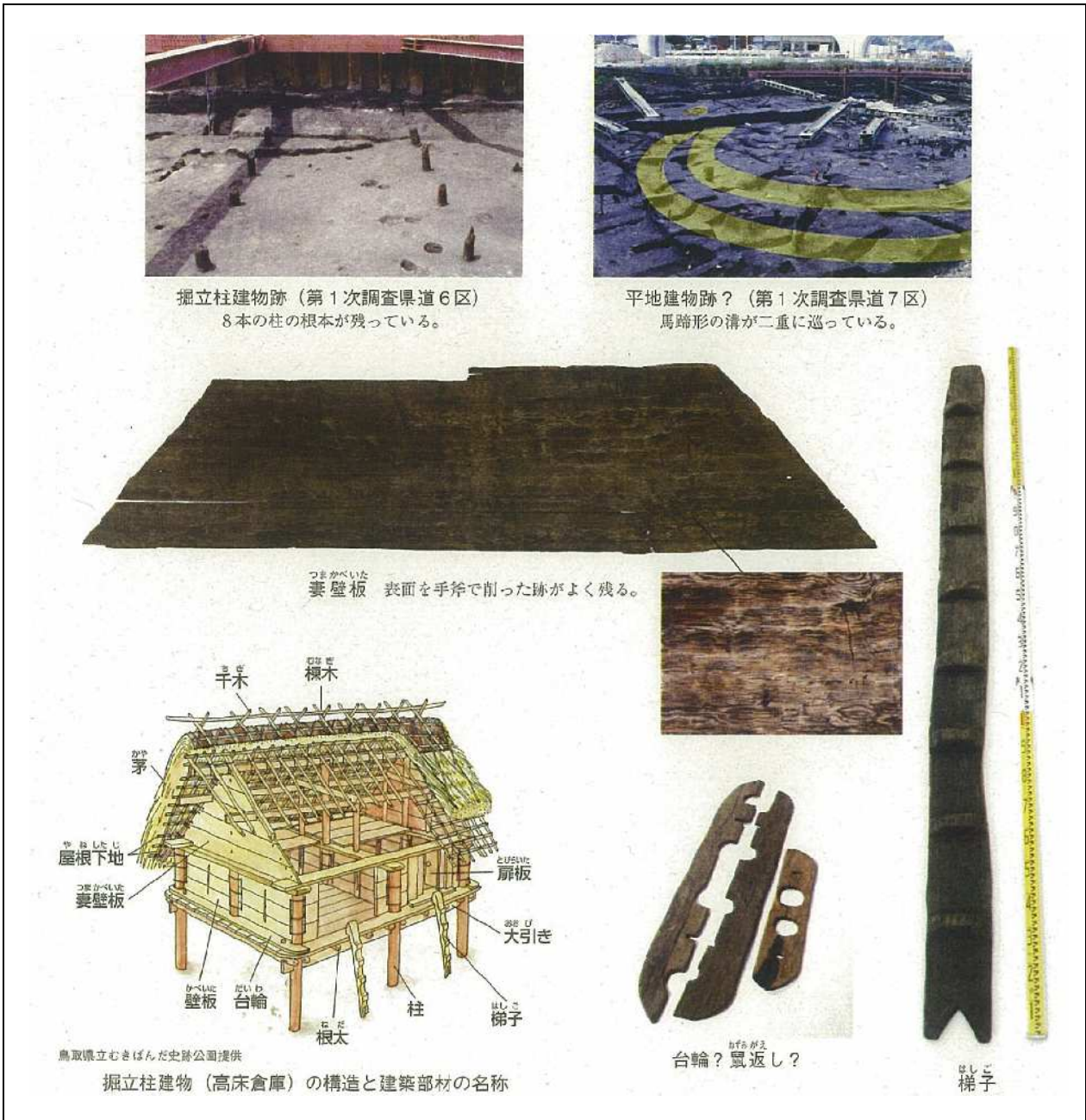


図 2.6 青谷上寺地遺跡で見つかった建築部材

## 2-4 史跡指定と公有化の状況

### (1) 史跡指定の概要

#### 1) 指定名称と所在地

青谷上寺地遺跡（あおやかみじちいせき）

鳥取県鳥取市青谷町青谷字上寺地4245番 外 158筆

#### 2) 指定年月日・追加指定年月日

平成20年 3月28日（文部科学省告示第 34号）

平成22年 8月 5日（文部科学省告示第128号）

平成23年 9月21日（文部科学省告示第144号）

平成25年10月17日（文部科学省告示第147号）

平成26年10月 6日（文部科学省告示第142号）

#### 3) 指定基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準

史跡の部第1（貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡）

#### 4) 指定面積

146,132.99㎡

### (2) 公有化の状況

平成20年の史跡指定時の土地の所有状況は、県道が県有地、市道および市営住宅部分が市有地となっている他は民有地であり（旧青谷町統合小学校予定地は鳥取市が所有）、指定地の80%以上が民有地であった。史跡指定後に公有化を進めた結果、現在は99%が公有地となっている。

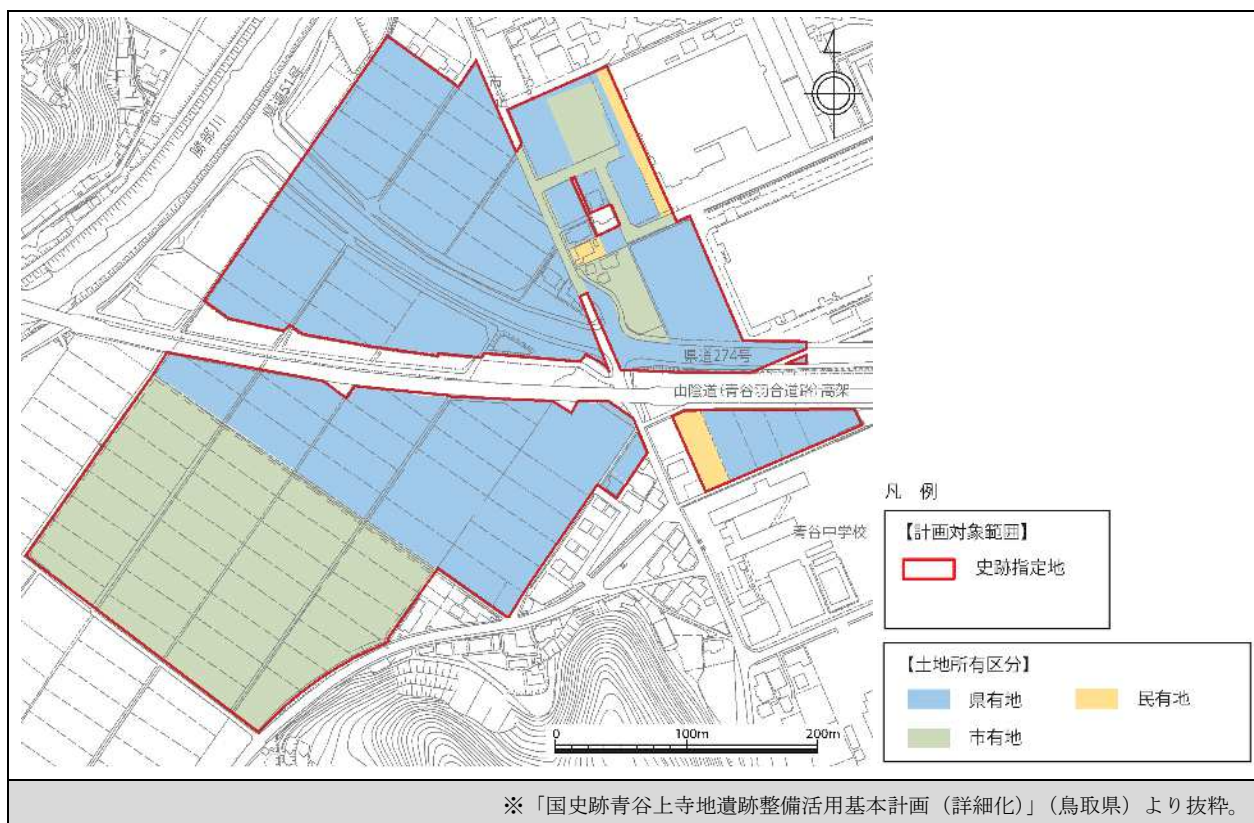


図 2.7 土地所有区分図



さらに、2020年8月には史跡指定地外の「エントランス1区」（県道51号と山陰道高架橋の交差点よりも南側地点）においてボーリング調査が行われている。調査結果によれば、最上部に耕作土（層厚0.20m）、砂混じりシルト（層厚2.80m）が確認され、その下層には砂質シルト、貝殻混じりシルト、シルト質粘土、シルト質砂などが分布している。これらのシルト系粘性土は、いずれもN値が0～5と非常に低い値を示す軟弱地盤であり、建築物や構造物の支持層になり得るN値50以上の砂礫層はGL-18m以深に確認される。また、地下水位はGL-0.60m～0.70mである。

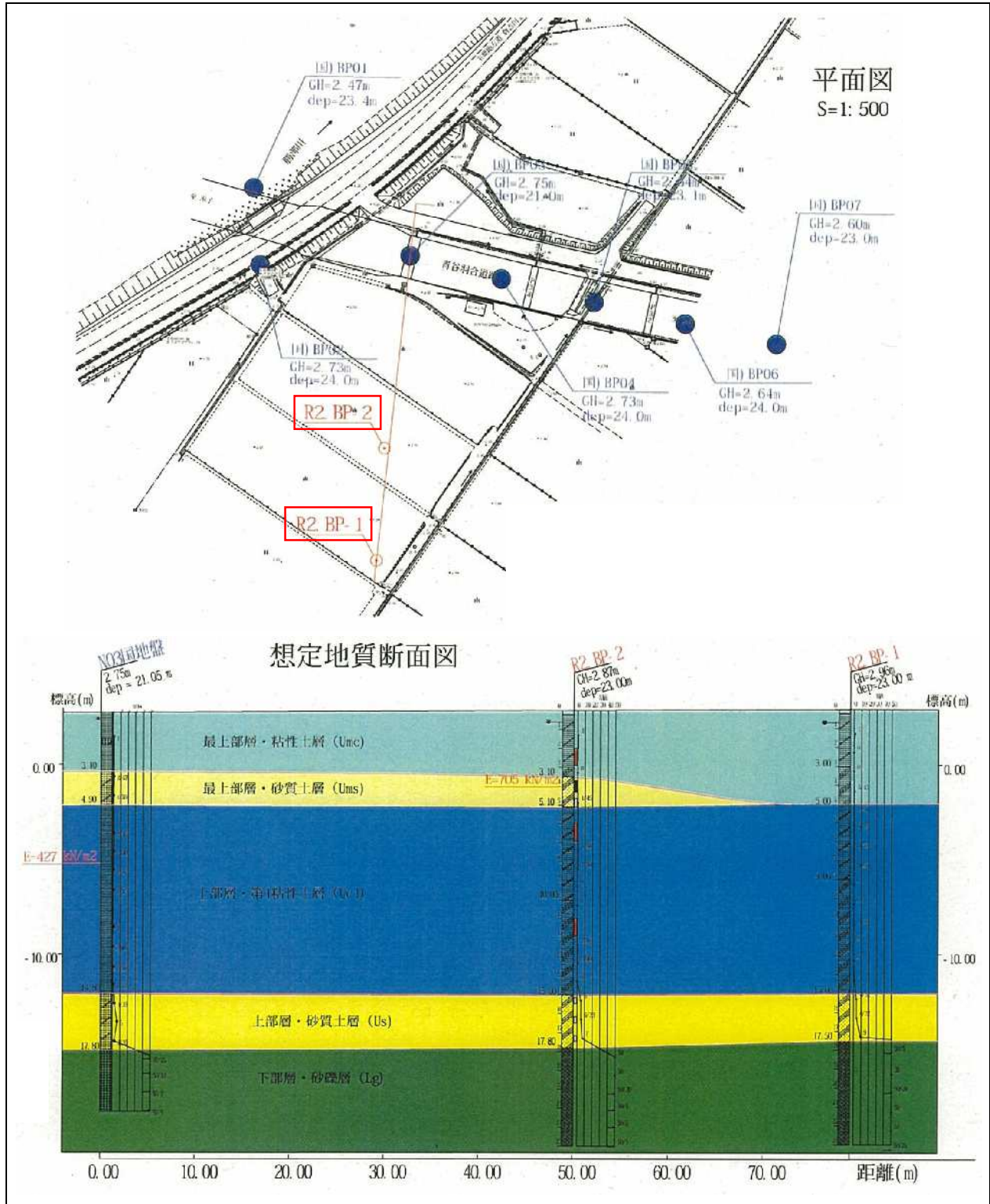


図 2.9 ボーリング位置図 (R2. BP-1・BP-2)、想定地質断面図

# ボーリング柱状図

調 査 名 史跡青谷上き地遺跡整備事業「地質調査業務委託」

ボーリングNo									
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業・工事名

シールNo

ボーリング名	R2. BP-1	調査位置	鳥取県鳥取市青谷町吉川地内			北 緯	35° 30' 45.7883"				
発注機関	鳥取県地域づくり推進部文化財局	調査期間	2020年 8月 17日 ~ 2020年 8月 21日			東 経	135° 59' 23.1308"				
調査業者名	アサヒコンサルファクト株式会社 TEL (0857-28-5191)	地質技術者	尾崎 浩一	現代 埋入	田中 竜治	記録 者	尾崎 浩一	ボーリング 責任者	豊田 喜雄		
孔口標高	2.93m	角			地盤勾配			使用機種	YBM-OIWA	ハンマー 落下用具	半自動
総斜進長	23.00m	度			配管径			試験機	TF-120V-E	ポンプ	YBM-GP-5

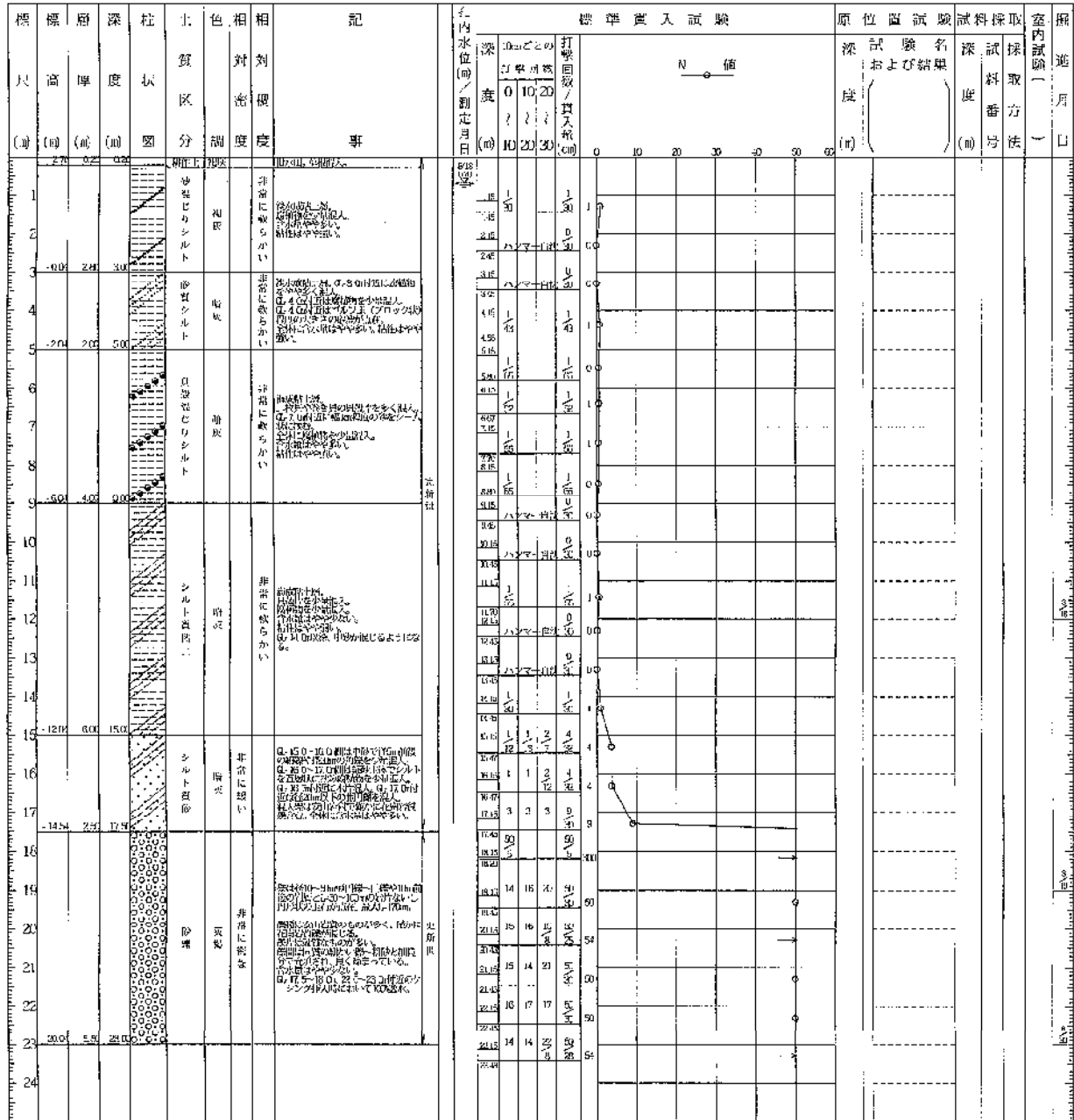


図 2.10 ボーリング柱状図 (R2. BP-1)

# ボーリング柱状図

調査名 史跡青谷上寺地遺跡発掘調査「地質調査業務委託」

ボーリングNo.                              

事業・工事名

シートNo.

ボーリング名	R2.BP-2	調査位置	鳥取県鳥取市青谷町吉川地内	北緯	35° 30' 46.7315"
発注機関	鳥取県地域づくり推進部文化財局	調査期間	2020年8月21日～2020年8月31日	東経	133° 59' 23.2041"
調査業者名	アサヒコンサルタント株式会社 電話 [0857-28-5191]	現場代理人	田中 竜裕 (代表者) 尾崎 浩一	ボーリング責任者	豊田 啓雄
孔口標高	2.87m	地盤勾配	北 0° 東 90° 南 90° 西 180°	試験機	YBM-01
総掘進長	23.00m	使用機種	エンジン	ハンマー 落下用具	平自動 ポンプ
					YRM-BP-5

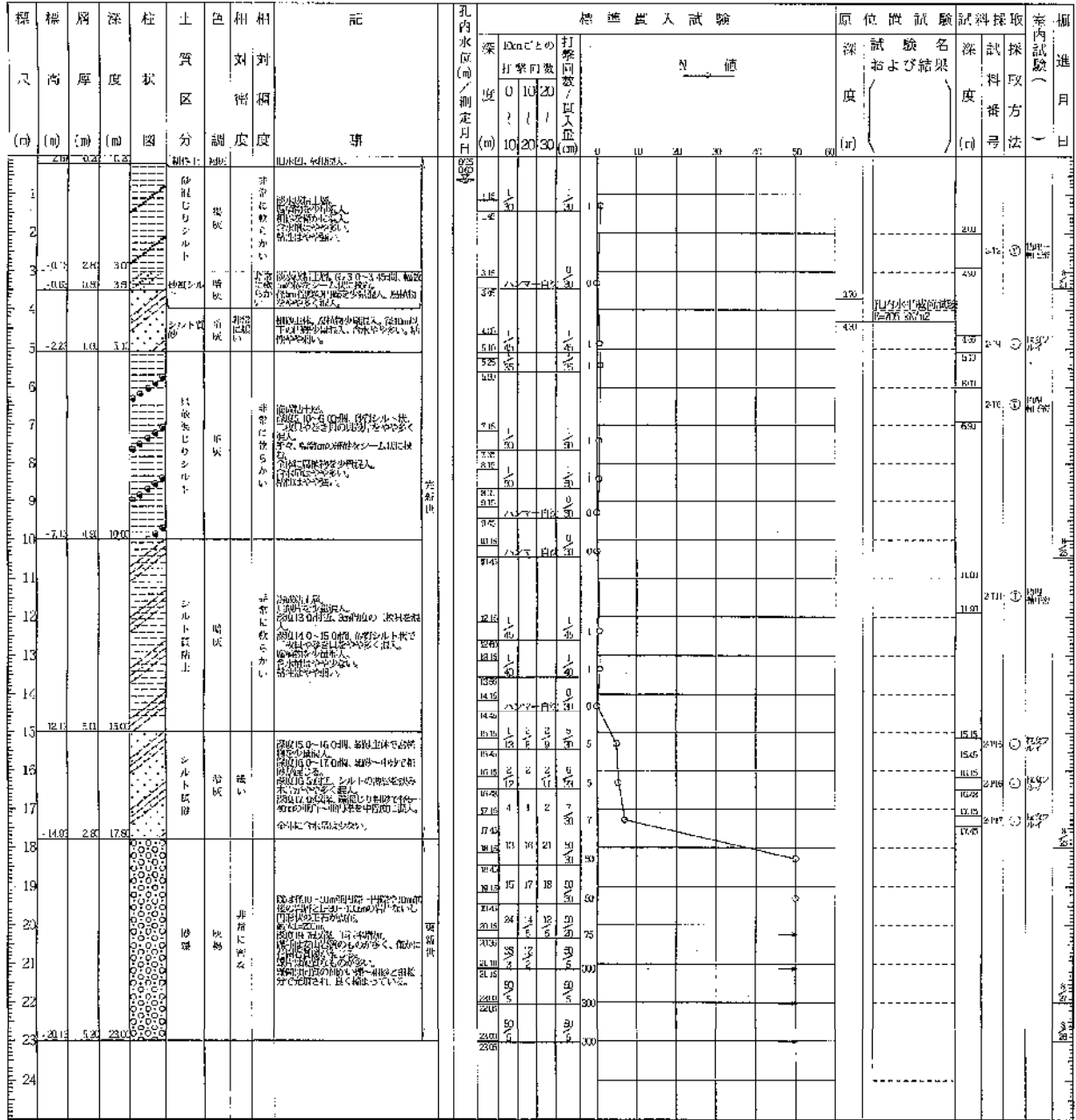


図 2.11 ボーリング柱状図 (R2.BP-2)

## (2) 史跡の現状

青谷上寺地遺跡では、平成 10 年から 3 年 3 か月の期間をかけて行われた発掘調査（第 1 次調査）を皮切りにして、数回の調査が実施されている。これらの調査では、国内初・山陰初となる発見が多数得られ、出土品の保存状態が群を抜いて良好であったことから、全国的に注目された。

平成 20 年には国の史跡に指定され、翌年度から指定地内の公有化に着手することとなった。また、青谷上寺地遺跡を“弥生時代の暮らしを体感できる場”として整備・活用するとともに、史跡として適切に保存・管理することを目的として、平成 21 年に保存管理計画・整備活用基本計画が策定され、令和 6 年度には、山陰自動車道の南側地区（指定地南側工区）を「青谷かみじち史跡公園」として公開している。

青谷上寺地遺跡の発見から現在に至るまでの経緯を以下に整理する。

### ①青谷上寺地遺跡の既往調査

- ・平成 10～13 年度：一般国道 9 号青谷・羽合道路改良工事・一般県道青谷停車場井手線整備工事に係る発掘調査（第 1 次調査）
- ・平成 13～26 年度：遺跡の範囲、内容を確認することを目的とした学術調査（第 2～16 次調査）



### ②保存整備活用基本構想

- ・平成 15・16 年度：青谷上寺地遺跡保存整備活用基本構想検討委員会（委員長：金関恕氏）
- ・平成 17 年 3 月 12 日：青谷上寺地遺跡保存整備活用基本構想を策定

### ③史跡指定

- ・平成 20 年 3 月 28 日：国の史跡に指定、翌年度から指定地内の公有化に着手

### ④整備活用基本計画

- ・平成 19・20 年度：青谷上寺地遺跡整備活用基本計画検討委員会（委員長：西谷正氏）
- ・平成 21 年 6 月 2 日：青谷上寺地遺跡保存管理計画・整備活用基本計画を策定
- ※鳥取西道路建設に伴う発掘調査のため、基本設計策定に向けての作業を中斷

### ⑤整備活用基本計画の詳細化と基本設計

- ・平成 28～30 年度：青谷上寺地遺跡整備活用基本計画の見直しと詳細化、基本設計の策定
- ・令和元年度：展示ガイダンス施設等整備基本計画を策定



※「青谷上寺地遺跡整備活用基本計画及び基本設計」、公式HP（鳥取県）より抜粋。

図 2.12 完成予想図

※上図の青枠が、当該業務の実施範囲である。

指定地内は山陰道、県道 274 号、市道によって分断されている。特に高架や橋脚などの構造物を伴う山陰道は史跡内における南北方向の視界を遮蔽するとともに、指定地内を南北に二分している。こうした道路による分断によって、指定地内の空間は南 1 区、南 2 区、北 1 区、北 2 区、北 3 区に大別される。北 3 区の中央部の白地については、用地買収ができたため計画対象範囲に含める。

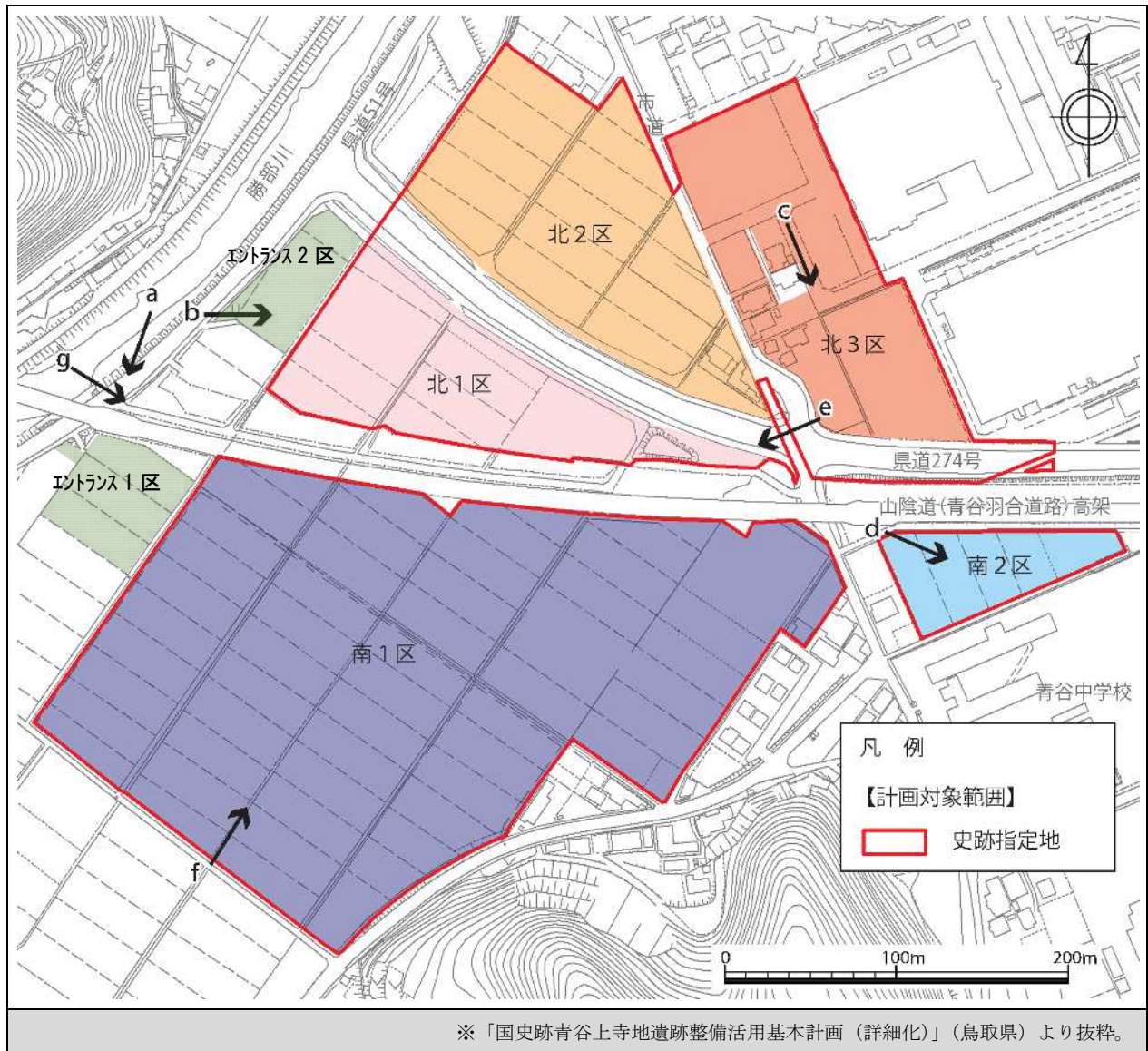


図 2.13 工区区分図

なお、市道の一部と県道 274 号は史跡指定地に含まれるが、山陰道の高架下及び片側道路予定地部分は史跡指定地外である。

同様にエンタンス 1 区とエンタンス 2 区も史跡指定地外になっている。

区	概 要
北 1 区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県道 274 号線（青谷停車場井出線）の南側に位置し、西側は水田に接する。</li> <li>・ 東側の一部が弥生時代の微高地に含まれる。</li> <li>・ 古代の官道（古代山陰道）と思われる道路状遺構が検出されている。</li> <li>・ 指定以前は水田だったが、現在は草地となっている。</li> </ul> 
北 2 区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県道 274 号と市道に挟まれる。東半分は弥生時代の微高地で、区画溝を介して、西半分は低地で水田が営まれていたと考えられている。</li> <li>・ 指定以前は大半が水田として耕作されており、南側の一部が宅地に造成されていた。北東側は住宅地に接している。</li> <li>・ 県道 274 号北側の側道に沿って、青谷上寺地遺跡の解説板が設置されている。</li> </ul> 
北 3 区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市道の東側に位置する。大半は弥生時代の微高地部に含まれ、北側には内湾の汀があると推測されている。</li> <li>・ 指定以前は住宅地である。現在も北側及び東側は工業団地に接している。</li> </ul> 

## 2-6 用排水利用状況

遺跡の推定範囲一帯に広がる水田では、山田川との合流点より上流側の勝部川から水を引き込み農業用水として使用している。指定地内を流下する用水路は5本あり、西側の2本は市道沿いの水路に流下し勝部川に注いでいる。東側の3本は日置川に流出するが、うち2本は県道274号を横断し工業団地内を経由しており、最も東の1本は山陰道に沿ってそれぞれ日置川に流出している。いずれも、史跡より下流側での水利用はない。

なお、令和6年度には、指定地南側工区から北工区へ横断する排水の一部について、バイパス排水を行い勝部川へ排水ゲートを設置する工事（下図の青矢印）を実施している。

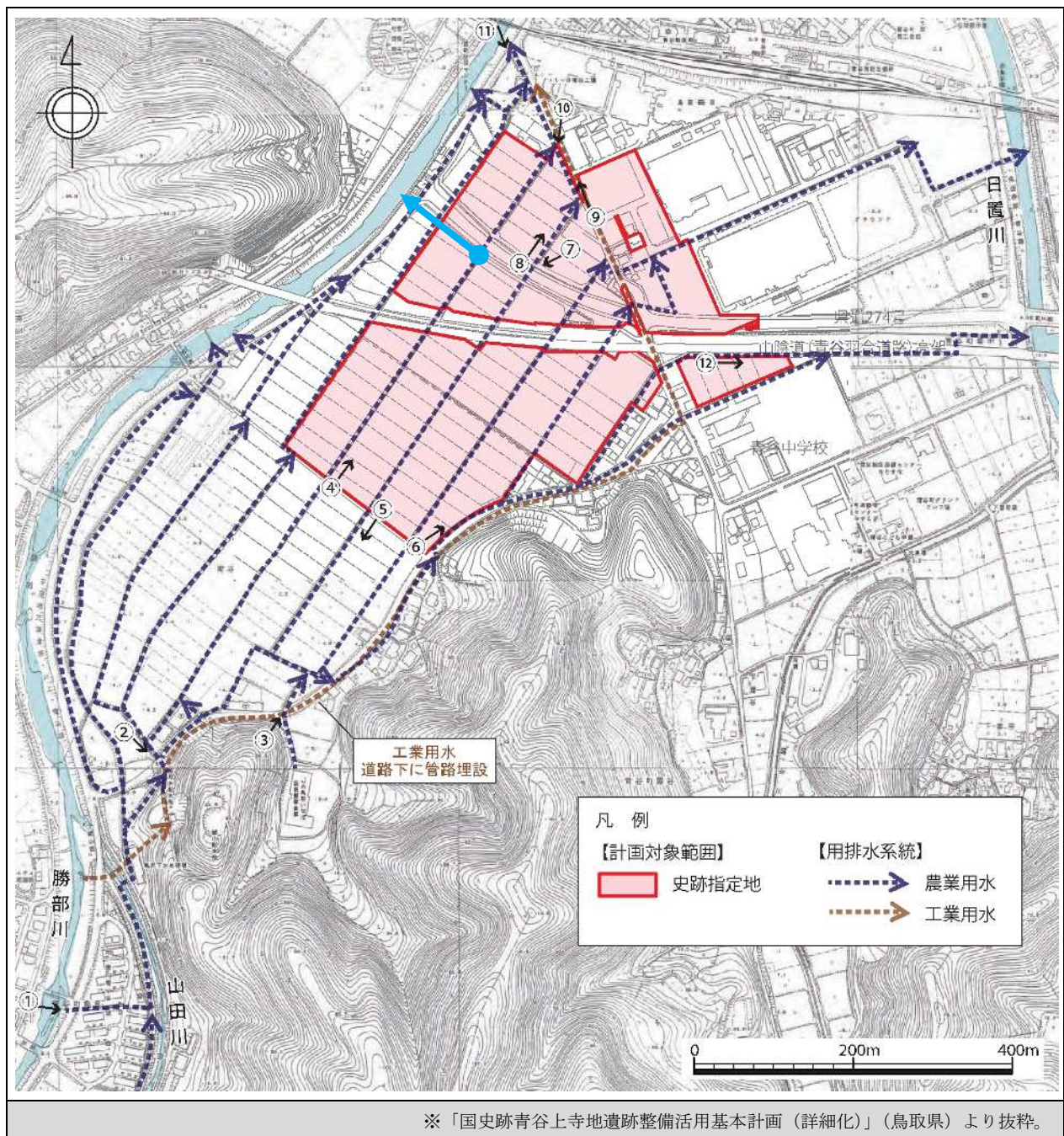
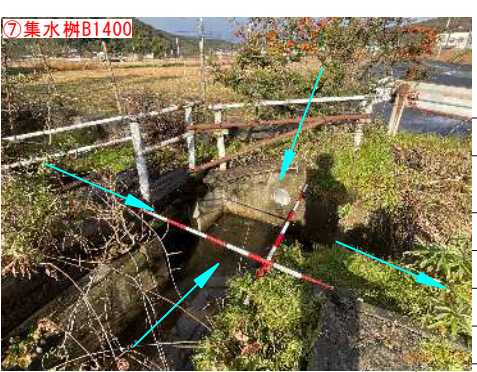
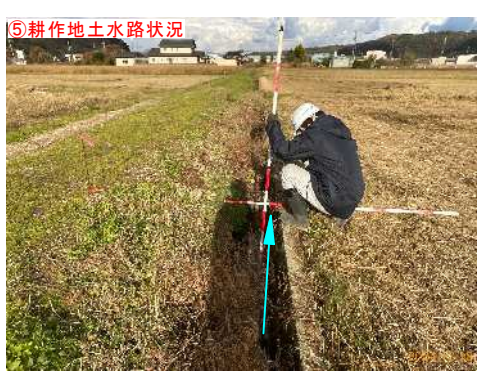
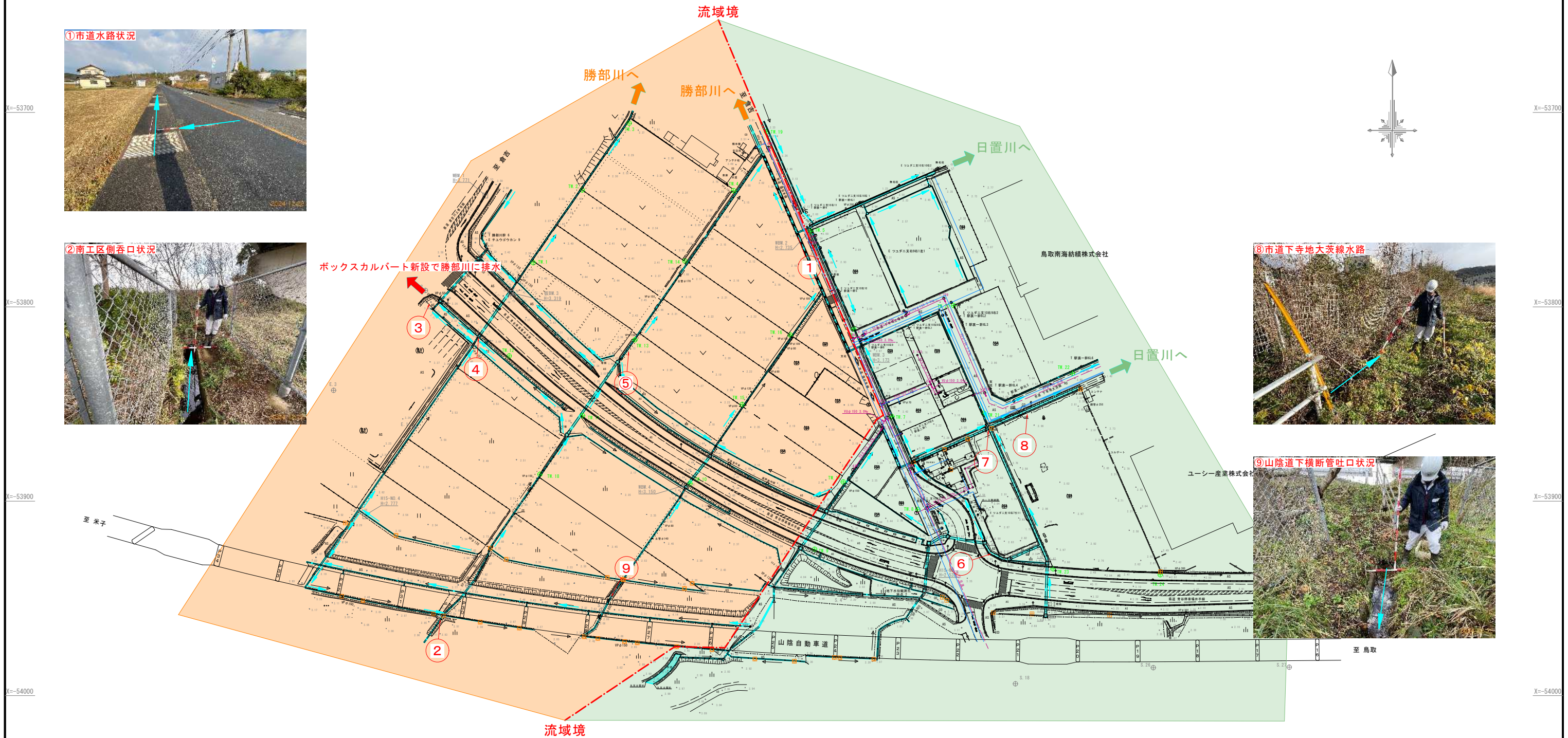
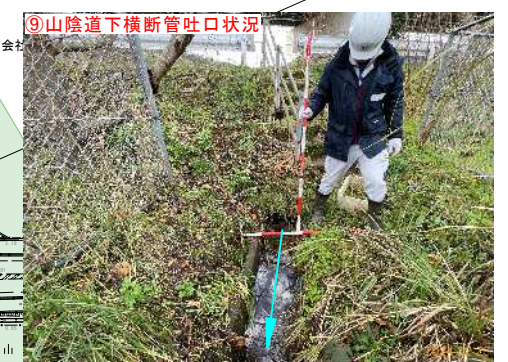


図 2.14 用排水系統図（南側工区整備以前）

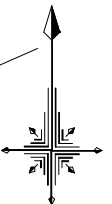
# 用排水系統の概要

- ・当該地の流域は、勝部川流域と日置川流域に分かれている。
- ・流域は市道露谷本線を境に分かれている。
- ・勝部川流域の県道交差点付近では、現在雨水幹線用のボックスカルバート敷設工事が行われており、完成後は県道より南側の一部は、雨水幹線を通して西側の勝部川へ排水する系統に変更される。



名	史跡青谷上寺地遺跡整備事業
名	指定地北側工区
名	平面図
置	鳥取市青谷町青谷地内
尺	1:1000
号	全葉中の内
令和	年度施行 鳥取県
	鳥取県

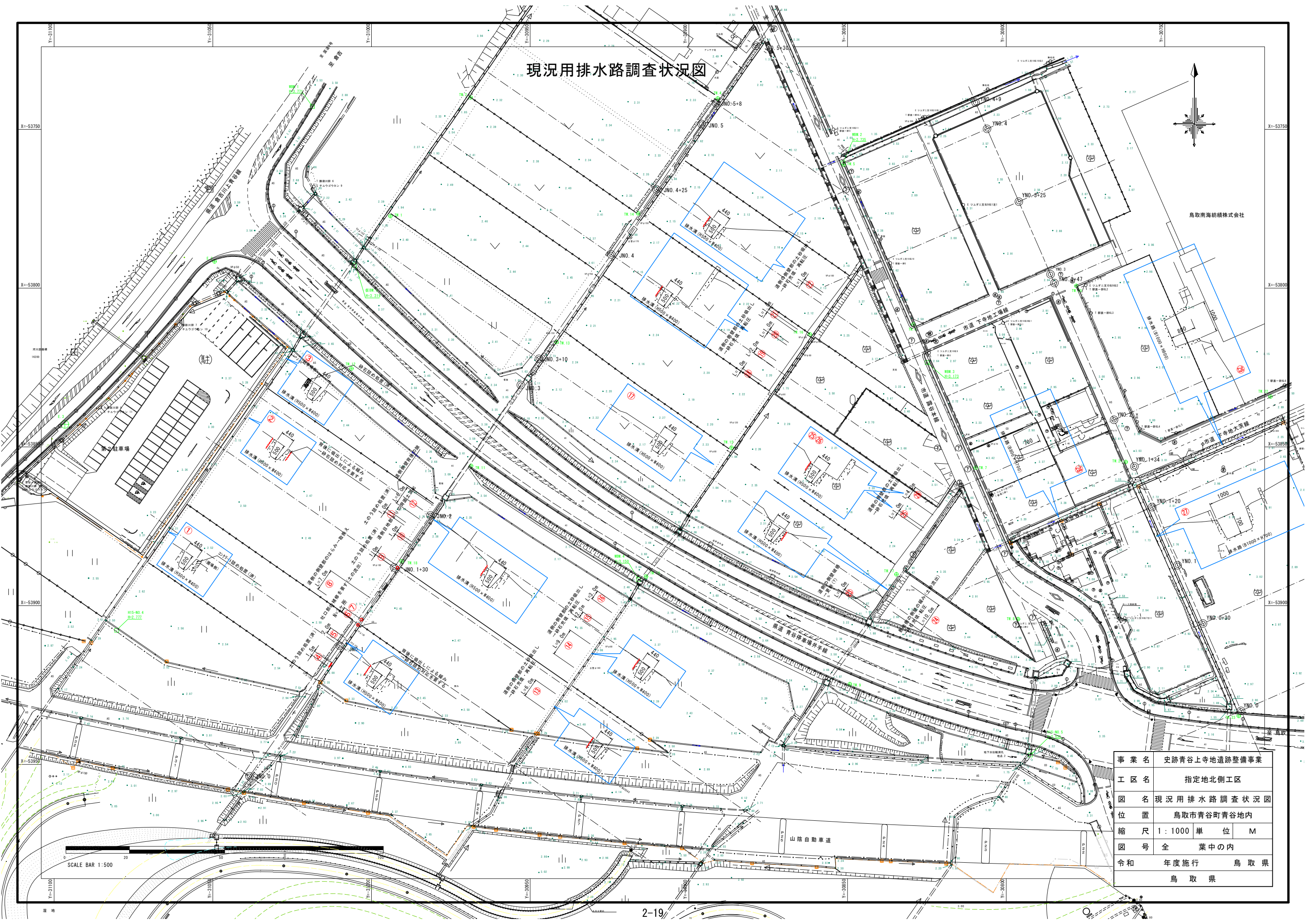
# 現況用排水路調査状況図



鳥取南海紡績株式会社

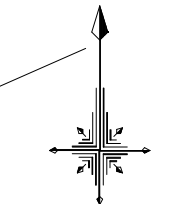
事業名	史跡青谷上寺地遺跡整備事業
工区名	指定地北側工区
図名	現況用排水路調査状況図
位置	鳥取市青谷町青谷地内
縮尺	1:1000 単位 M
図号	全 葉中の内
令和	年度施行 鳥取県
	鳥取県

SCALE BAR 1:500



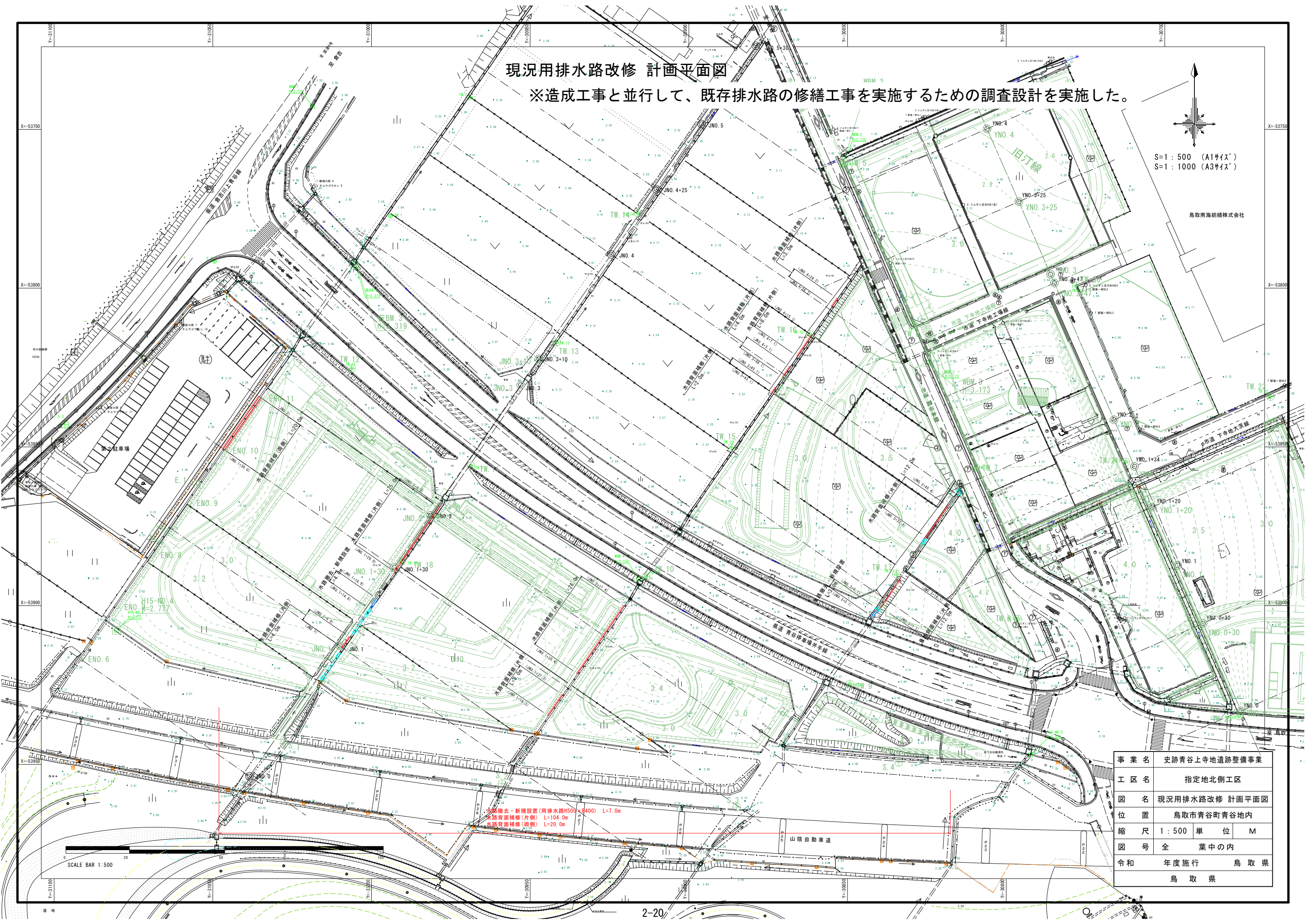
現況用排水路改修 計画平面図

※造成工事と並行して、既存排水路の修繕工事を実施するための調査設計を実施した。



S=1:500 (A1サイズ)  
S=1:1000 (A3サイズ)

鳥取南海紡績株式会社



2. 撤去・新規設置(用排水路H500×940) L=7.0m  
 3. 水路背面補修(片側) L=104.0m  
 4. 水路背面補修(両側) L=20.0m

事業名	史跡青谷上寺地遺跡整備事業		
工区名	指定地北側工区		
図名	現況用排水路改修 計画平面図		
位置	鳥取市青谷町青谷地内		
縮尺	1:500	単位	M
図号	全 葉中の内		
令和	年度施行	鳥取県	
		鳥取県	



---

全景(水路1)

---

(下流方向を望む)

---

---



---

No. 1

---

排水溝(H500×W400)

---

コンクリート詰め処置(済)

---

---



---

No. 2

---

排水溝(H500×W400)

---

背後に吸出しによる緩み

---

→砕石詰め対応を要する

---

---



No. 3

排水溝 (H500×W400)

碎石詰め処置(済)



全景

(上流方向を望む)



全景(水路2)

(下流方向を望む)



No. 4

排水溝 (H500×W400)

土のう詰め処置(済)



No. 5

排水溝 (H500×W400)

背後に吸出しによる緩み

→砕石詰め対応を要する



No. 6

排水溝 (H500×W400)

吐口部の補修を要す(土の流出)



No. 7

排水溝 (H500×W400)

吐口部の補修を要す(土の流出)



No. 8

排水溝 (H500×W400)

道側の側壁部のはらみ→取換え



No. 9

排水溝 (H500×W400)

土のう詰め処置(済)



No. 10

排水溝 (H500×W400)

道側目地部よりの背面土流出



No. 11

排水溝 (H500×W400)

土のう詰め処置(済)



No. 12

排水溝 (H500×W400)

道側側壁背後の隙



---

全景

---

(上流方向を望む)

---

---



---

全景(水路3)

---

(下流方向を望む)

---

---



---

No. 13

---

排水溝(H500×W400)

---

道側の側壁部の土砂吸出し

---

→碎石充填・再転圧

---



No. 14

排水溝 (H500×W400)

道側の側壁部の土砂吸出し

→ 砕石充填・再転圧



No. 15

排水溝 (H500×W400)

道側の側壁部の土砂吸出し

→ 砕石充填・再転圧



No. 16

排水溝 (H500×W400)

道側の側壁部の土砂吸出し

→ 砕石充填・再転圧



全景(水路4)



全景



全景(水路5)

(下流方向を望む)



No. 17

排水溝 (H500×W400)



No. 18

排水溝 (H500×W400)

道側の側壁部の土砂吸出し

→ 砕石充填・再転圧



No. 19

排水溝 (H500×W400)

道側の側壁部の土砂吸出し

→ 砕石充填・再転圧



No. 20

排水溝 (H500×W400)

道側の側壁部の土砂吸出し

→ 砕石充填・再転圧



No. 21

排水溝 (H500×W400)

道側の側壁部の土砂吸出し

→ 砕石充填・再転圧



No. 22

排水溝 (H500×W400)

道側の側壁部の土砂吸出し

→ 砕石充填・再転圧



---

---

---

---

---



---

全景(水路6)

---

(下流方向を望む)

---

---

---



---

全景

---

---

---

---



No. 23

排水溝 (H500×W400)

道側の側壁破損→更新(?)



No. 24

排水溝 (H500×W400)

敷地側の側壁の緩み(土砂流出)

→砕石充填・転圧



No. 24

排水溝 (H500×W400)

敷地側の側壁の緩み(土砂流出)

→砕石充填・転圧



No. 25、26

排水溝 (H500×W400)

道側の側壁部の土砂吸出し

→ 砕石充填・再転圧



No. 27 (水路7)

排水路 (B1000×H700)



No. 27

排水路 (B1000×H700)



No. 28 (水路8)

排水路 (B800×H700)



No. 28

排水路 (B800×H700)



No. 29

排水路 (B1000×H800)



No. 29

排水路 (B1000×H800)

## 2-7 上水道施設

史跡指定地周辺の上水道の状況を確認すると、主に市道中学校2号線をはじめとした東側市道に管路が敷設されている。水源は、計画地より南側の鳴滝水源池（浅井戸）、不動山水源池（湧水）であり、配水管の管径はφ75～φ250である。

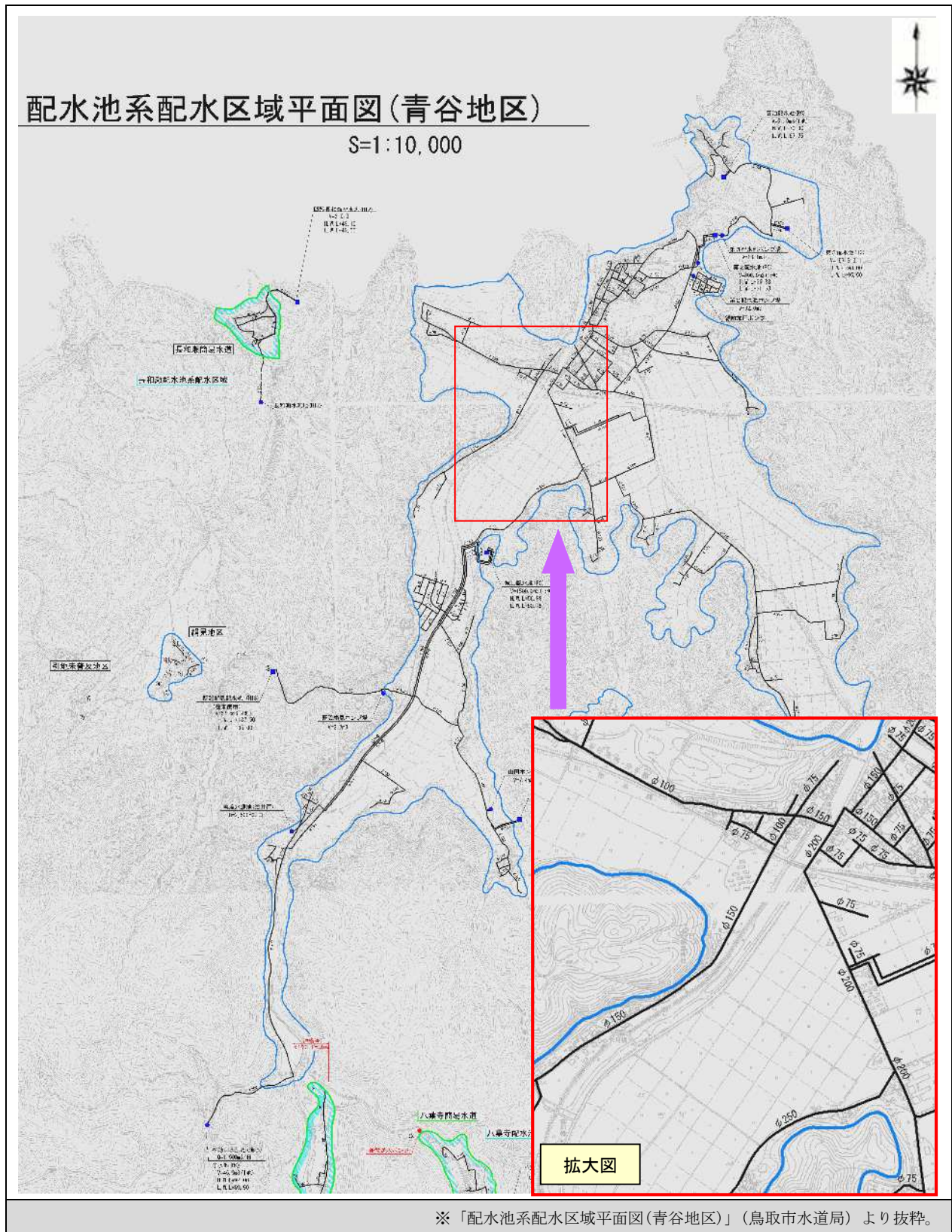


図 2.15 上水道敷設状況－1



上水道（給水管）は市道埋設されており、県道青谷停車場井手線交差点を經由し、南北方向に整備されている。県道に並行して東西方向には給水管は整備されていない。

※「青谷町青谷地内応急給水管路整備工事 位置図」(鳥取市水道局)より抜粋。

図 2.16 上水道敷設状況－2

## 2-8 下水道施設

計画地周辺は公共下水道の整備済みエリアであり、管路の大半が市道に敷設されている。また、史跡指定地外縁部においては、計画地東側に位置する市道中学校2号線沿いの下水道管（VUφ150、φ200等）が幹線としての役割を果たしており、当該管路には沿道住宅等からの污水取付管が接続している。

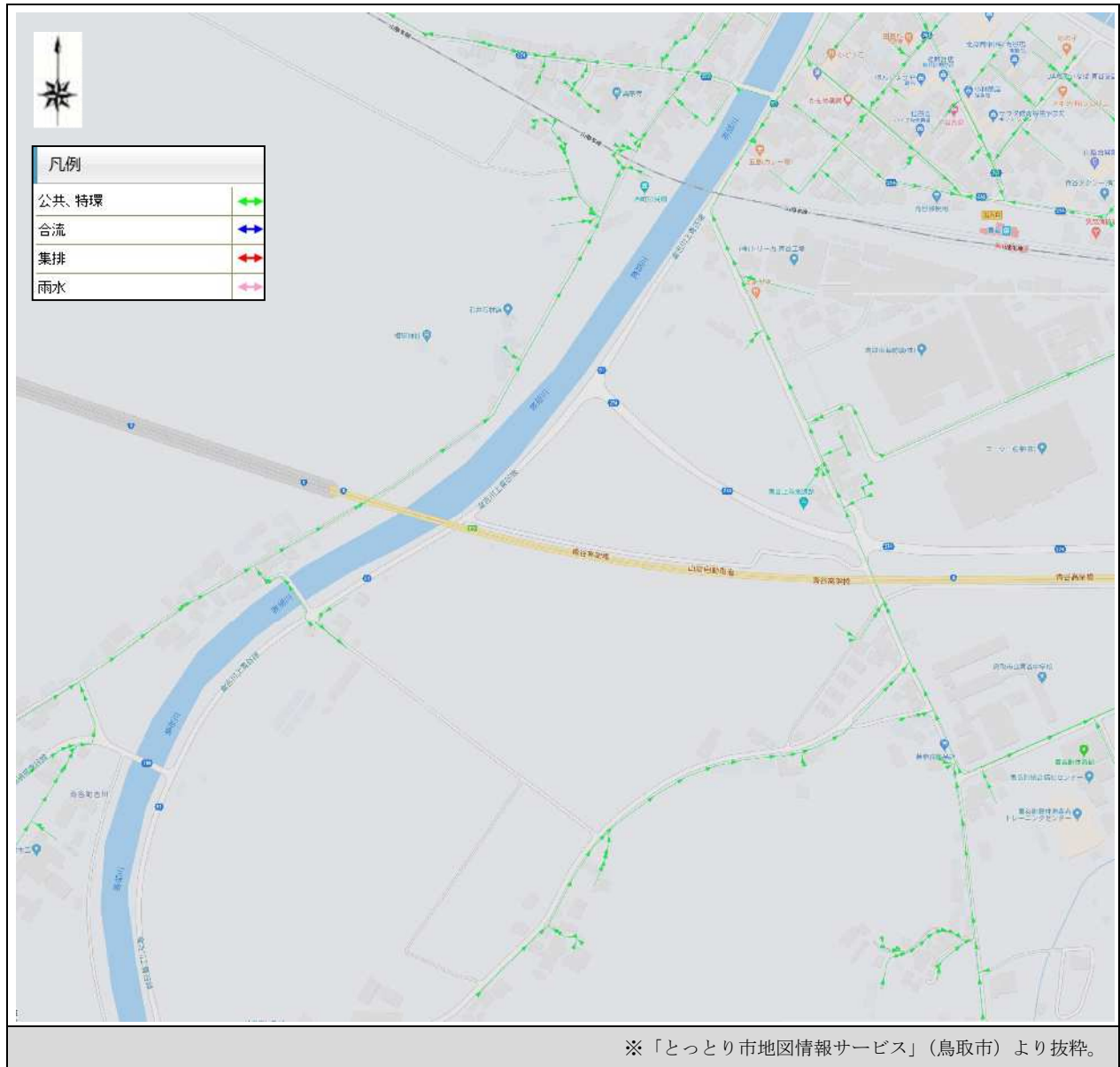
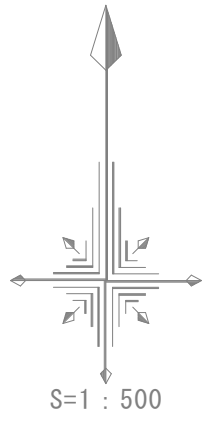


図 2.17 下水道敷設状況

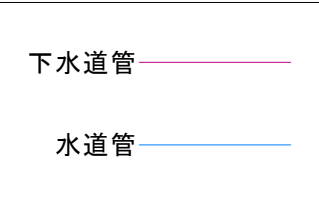
# 地下埋設物概要

- ・地下埋設物は鳥取市からの借用資料をもとにトレースしている。
- ・下水道管及び水道管ともに市道露谷本線を幹線として埋設されており、住宅への引込管も埋設されている。
- ・下水道管及び水道管ともに県道青谷停車場井手線を横断し、県道より南の区域とも接続されている。



鳥取南海紡績株式会社

## 凡例

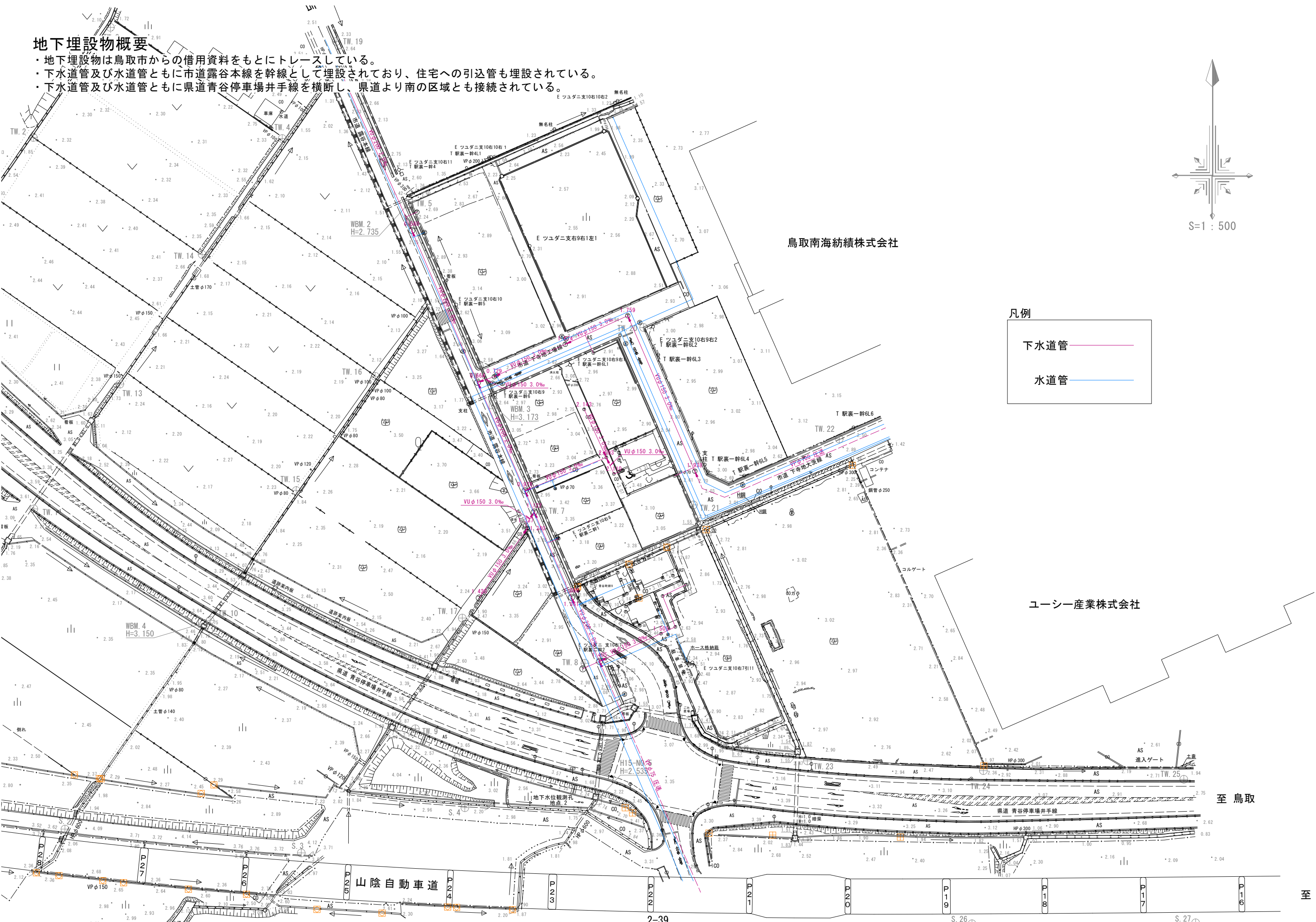


ユーシー産業株式会社

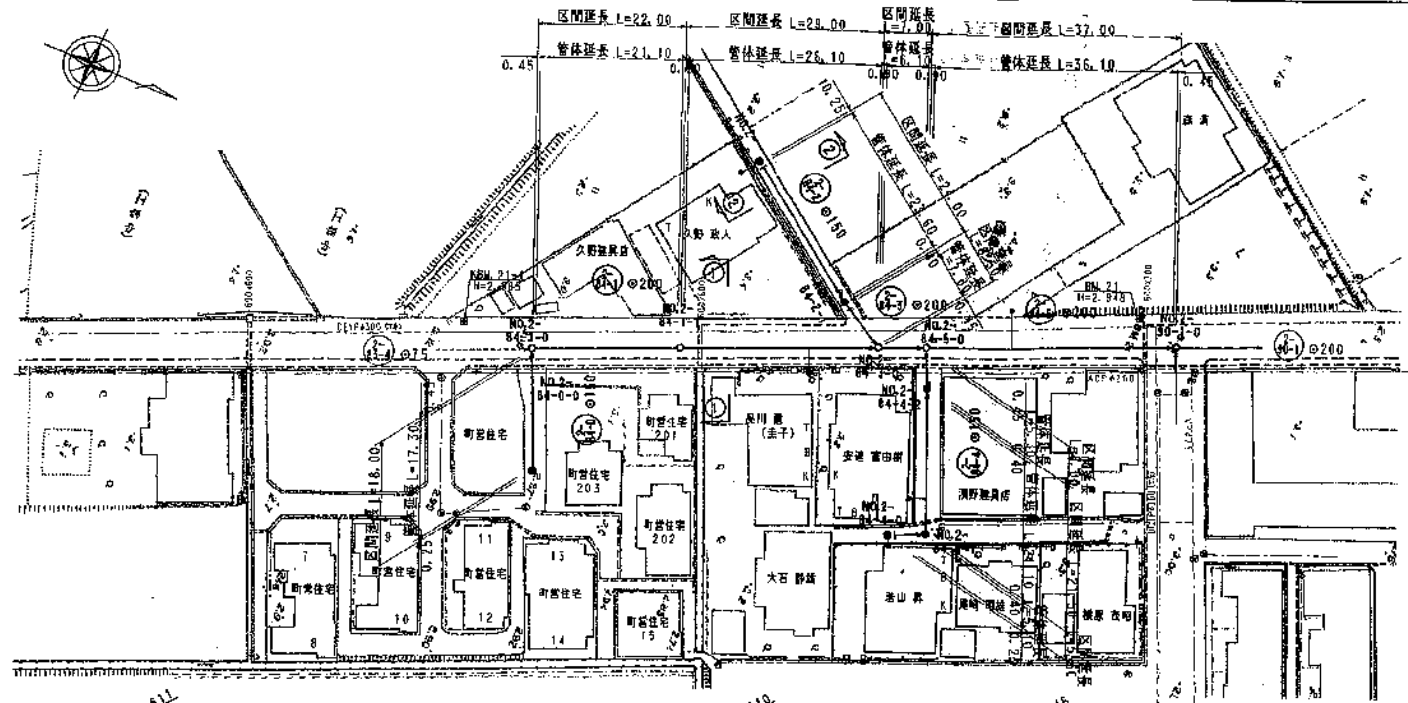
至 鳥取

至

山陰自動車道

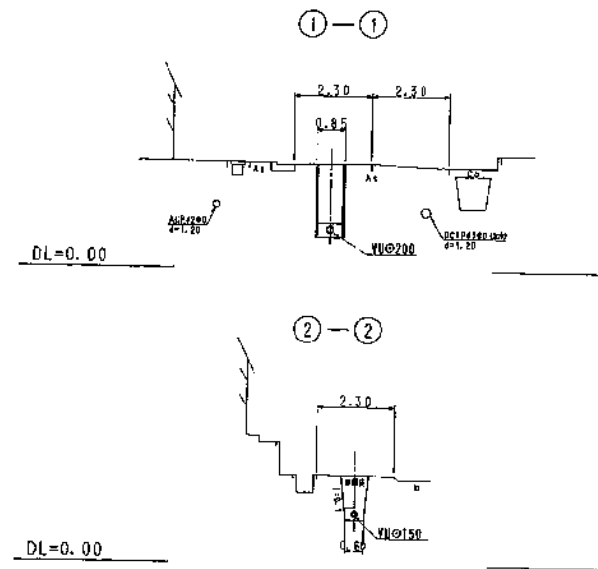


平面図 S=1:500

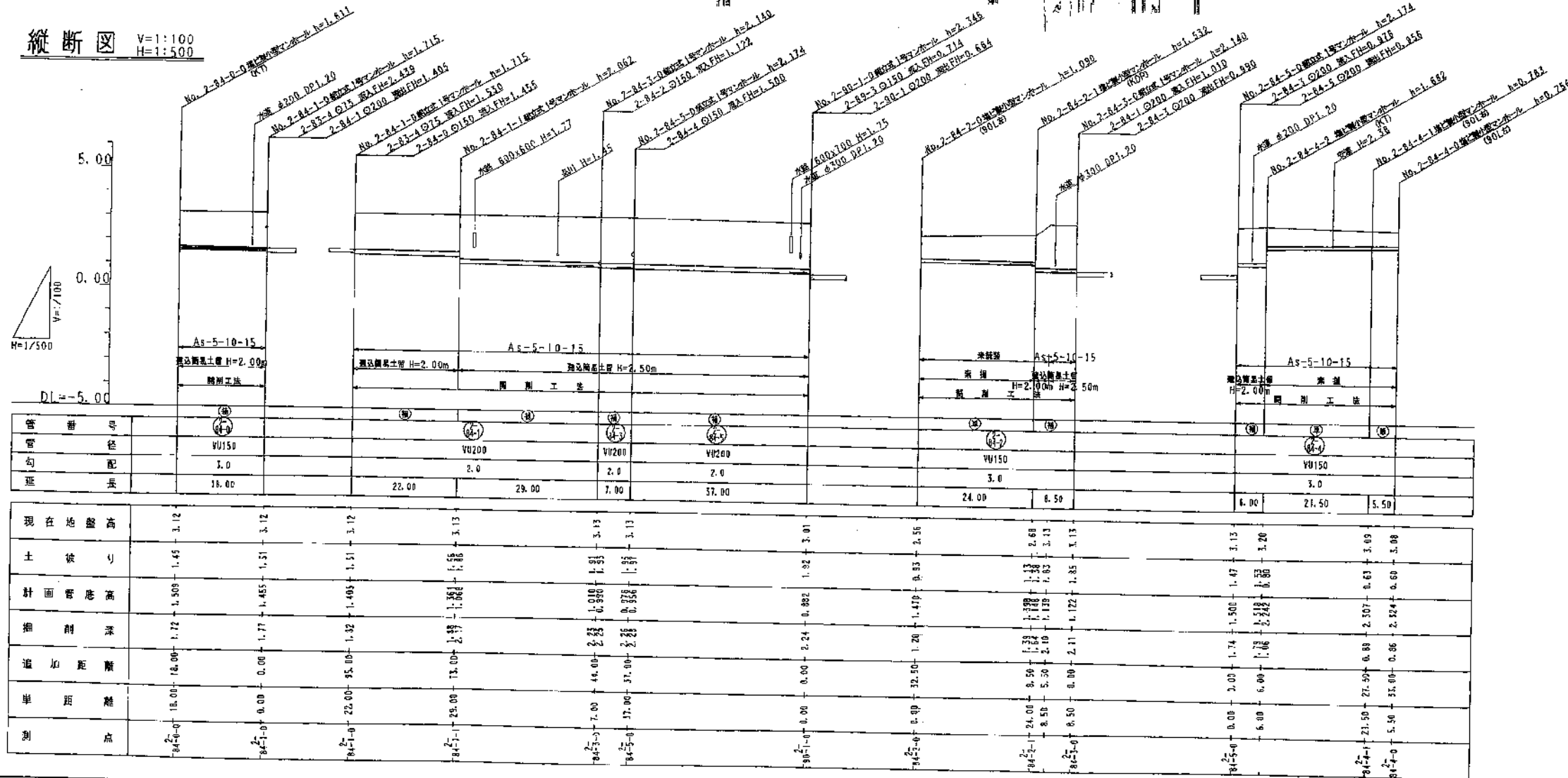


凡例	
●	組立2号マンホール
○	組立1号マンホール
○	組立0号マンホール
○	埋込型小型マンホール
—	マス及び取付管
—	水道(上水)
—	水道(下水)

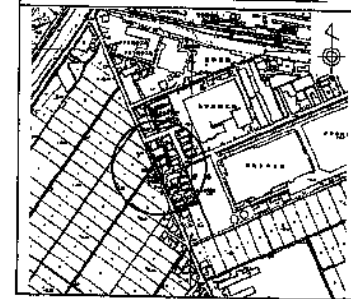
横断図 S=1:100



縦断図 V=1:100  
H=1:500



位置図 S=1:6000



第1回変更

専業名	青谷町特定環境保全公共下水道
公共下水道管渠施設(26工区)工事	
図名	平面図・縦断図・横断図(其の)
位置	東京都青谷町大字青谷(西町)
縮尺	図示
単位	M
図号	238
平成12年度補工	青谷町

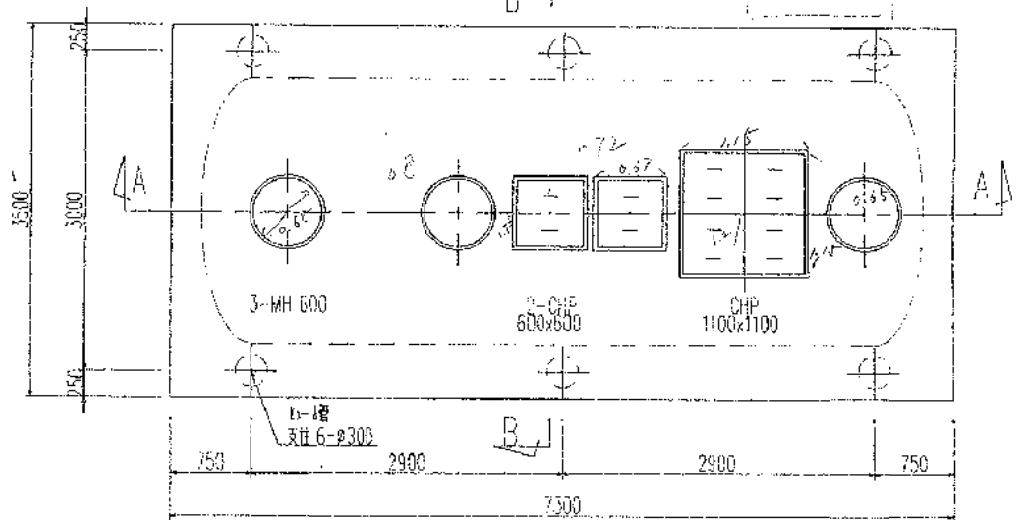






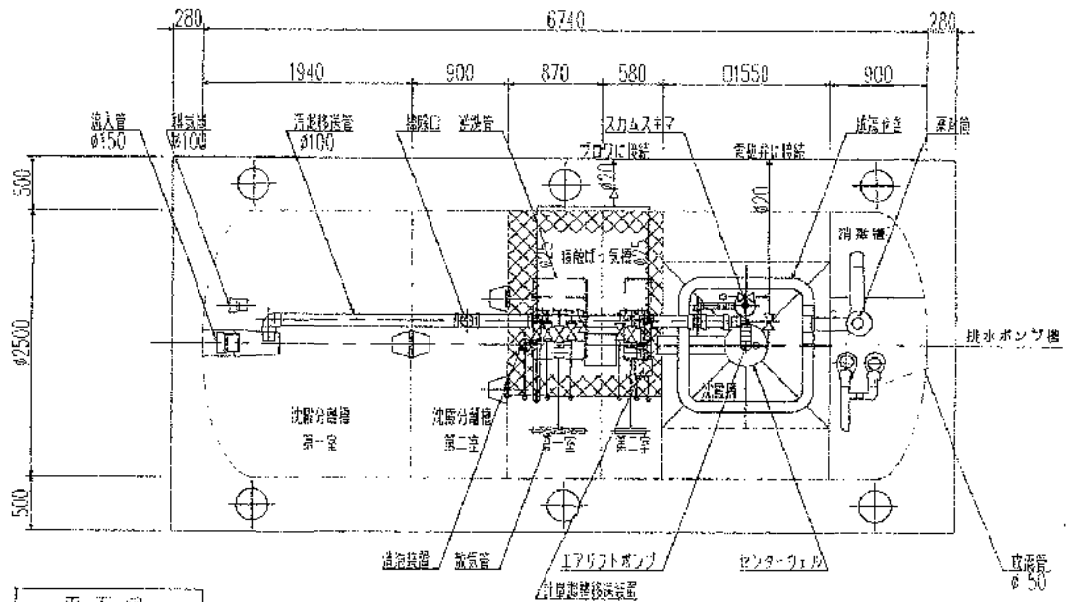


35人槽



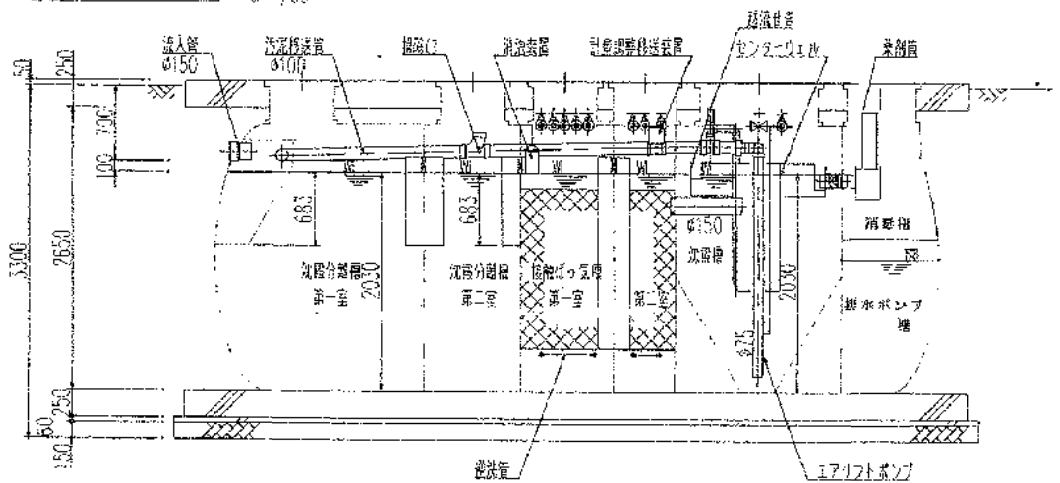
スラブ平面図

S=1/50



平面図

S=1/50



A-A 断面図

S=1/50

N=0.00x600B.J394mm (A=164.576mm(1階))
※=32.919
32.919x335人歩
柱に外装付着パイプ方式35人歩、引込ホース

高圧強化線(小径金網)
分譲棟配管方式JIS35人歩
700-1φ-100V 1階車道コンクリ
重仕管理ケーブルSPCC(標準仕様)

山崎工機
規格H250x250x9x14
鋼板厚40c
4500x8300x500H
総厚H=300   厚
引込工機 引込ホース、引込ホース

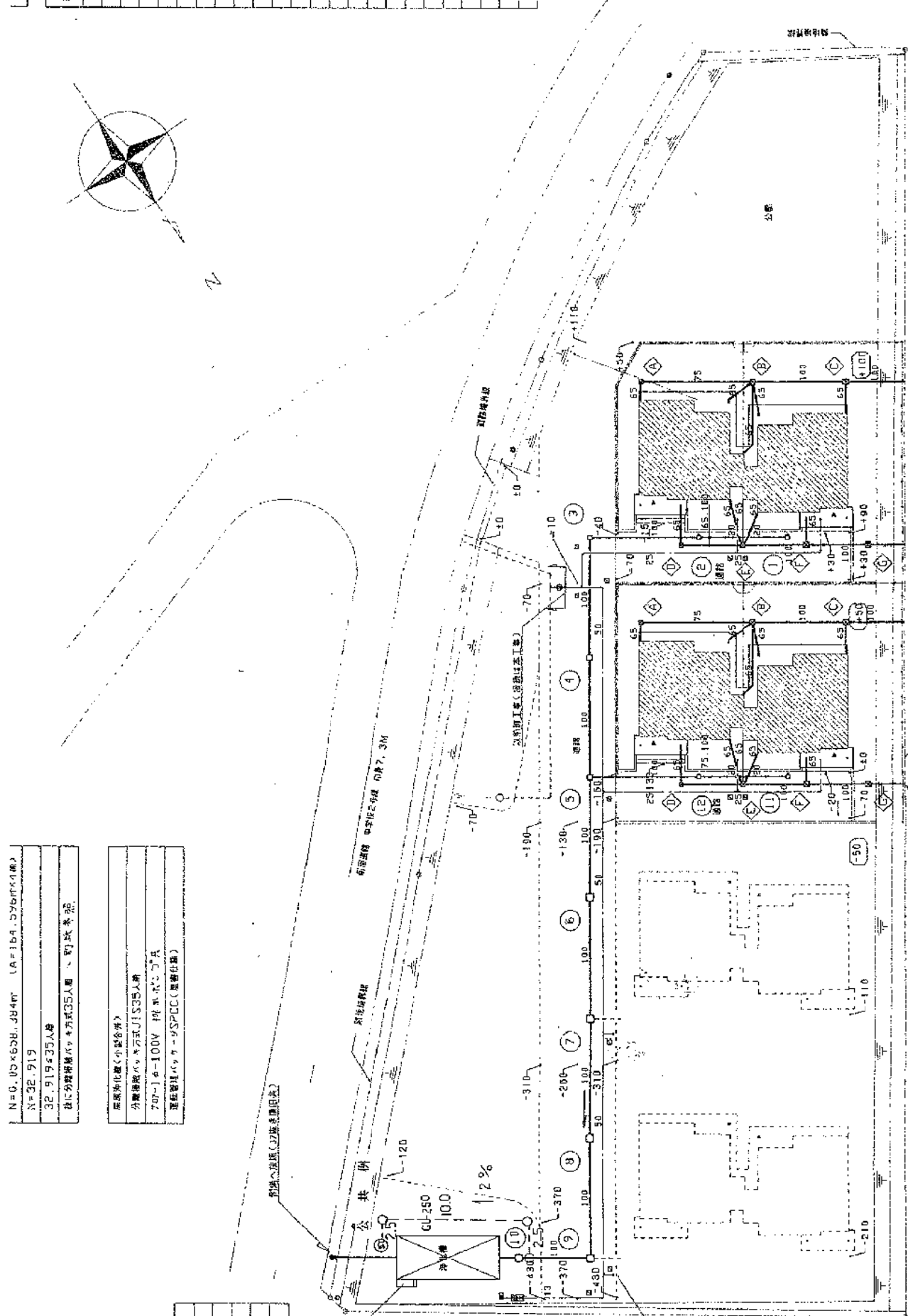
4-付ホ-4水栓 T200CS13
水栓柱(電化配)1200H

集水器(買手)13A
集水器(買手)1200H
止水栓(海止水栓)13A

西町第二回地公共下水接続工事

西町第二回地

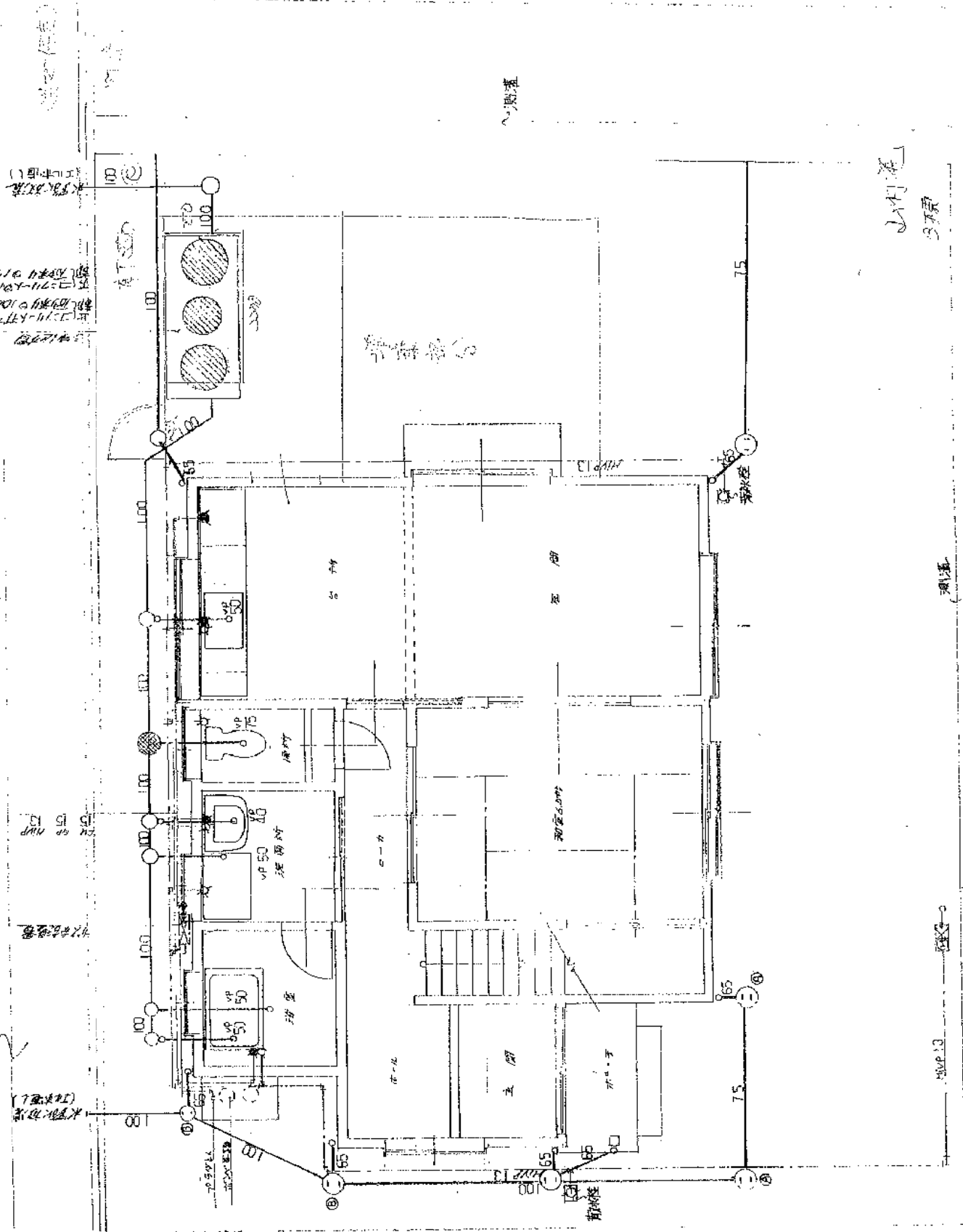
屋外配管図 S=1/300



※ 詳細は表示図を参照

別荘へ接続(4.0階(37階基準層))

复暖依顿  
 山内硝子  
 長谷川電工  
 工平八〇







## 2-9 災害リスク

鳥取市が令和2年3月に作成した「総合防災マップ(2020年度保存版)」をもとにして、史跡指定地内における災害リスクを整理すると次のようになる。

### ■史跡指定地内における災害リスク

災害リスクの種別		史跡指定地内への影響の有無・度合い
津波浸水想定区域		・該当無し。
洪水浸水想定区域		<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定し得る最大規模の降雨(1,000年に1回の大雨)に伴う洪水により勝部川・日置川が氾濫した場合、史跡指定地の全域が浸水影響を受けることになる。</li> <li>・山陰道南側エリアの浸水深は「0.5m～3.0m未満の区域」と「3.0m～5.0m未満の区域」に二分される。</li> <li>・一方、山陰道より北側エリアの浸水深は「3.0m～5.0m未満の区域」が主体となっている。</li> </ul>
土砂災害警戒区域 (土砂災害特別警戒区域)	急傾斜地	・山陰道南側に位置する東側町道沿いの一部エリアが「急傾斜地警戒区域」に指定されている。
	土石流	・該当無し。
	地すべり	・該当無し。

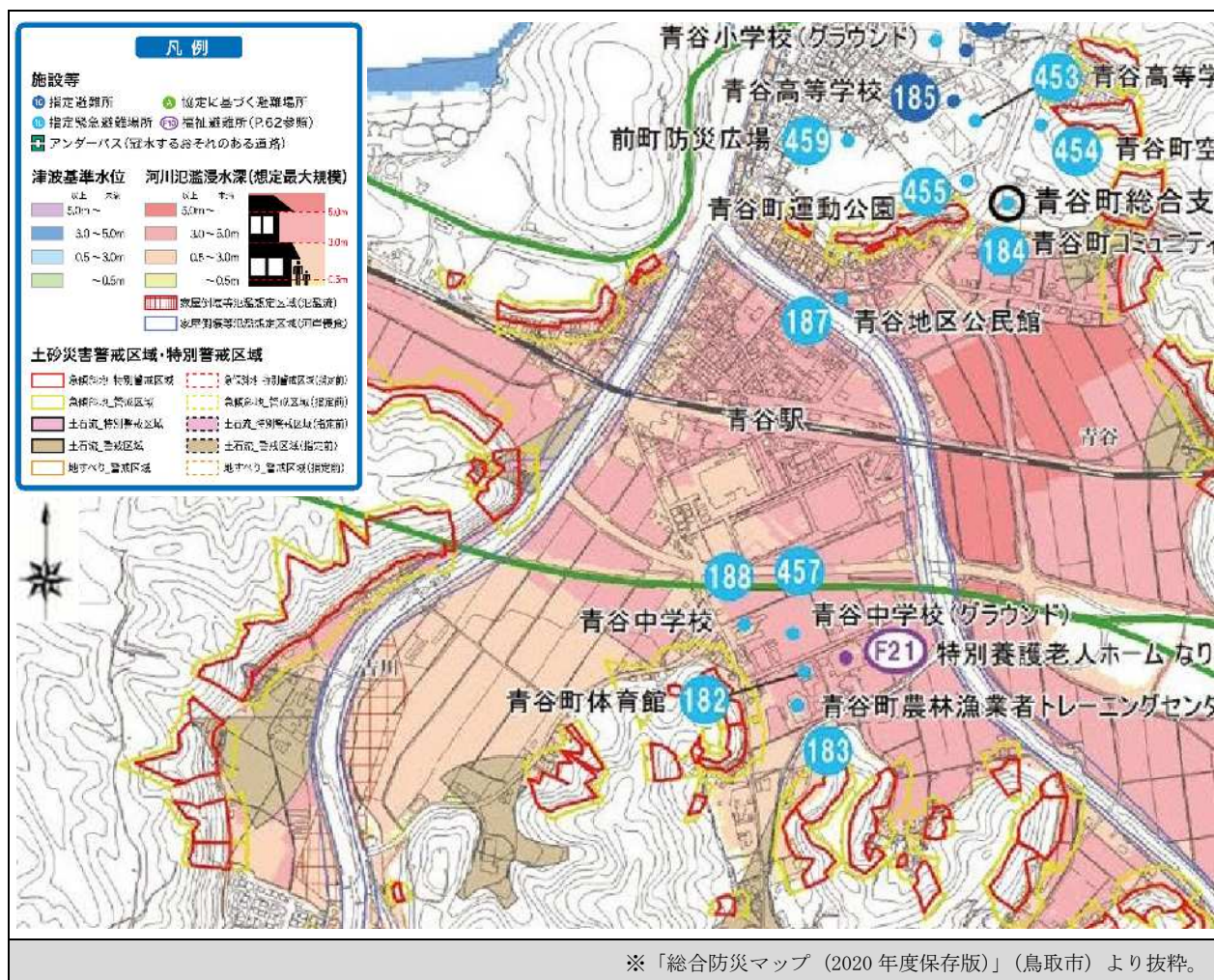


図 2.18 災害リスクの状況

## 2-10 法規制

### (1) 文化財保護法

#### 1) 史跡の現状変更など

青谷上寺地遺跡は国史跡に指定されており、指定地内において「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」は、文化財保護法第 125 条に基づき文化庁長官の許可（国の機関である場合は法第 168 条の同意）が必要となる。現状変更申請が必要な行為は、工事など次の事項が想定される。

ア. 鉄道用地・道路の管理のための修繕、改修工事

イ. 公園などの管理のための修繕、改修工事

ウ. 建築物<sup>※1</sup>・建造物の新築、増築、改築、移転または除却<sup>※2</sup>

※1 建築とは、建築物を新築し、増築し、改築し又は移転することをいう（建築基準法第 2 条 13 号）。

※2 建築物など（建築又は設置の日から 50 年以上を経過している建築物など）の除却

・新築…新たに建築物を建築するもので増築、改築又は移転に該当しない建築。

・増築…既存の建築物の床面積を増加させることをいい、以下のいずれにも該当するもの。

①既存の建築と同一敷地内であること、②既存の建築と用途が不可分であること

・改築…建築物の全部又は一部を除去し、用途、規模及び構造の著しく異なるものを造ること。

・移転…同一敷地内で建築物を解体しないで別の場所に移すこと。

エ. 工作物の新築、増築、改築、移転または除却

オ. 造成（土地の掘削、盛土、切土）や水面埋め立てなどの地形の改変

カ. 木竹の伐採、植栽

キ. 地中埋設物の設置、撤去

ク. 建築物・工作物などの色彩の変更

ケ. 発掘調査及び保存整備

コ. その他史跡の保存に影響を及ぼす行為

以上の現状変更を行う場合は、事業主体者は文化庁、および関係機関と協議を行ったうえで、許可を受けなければならない。

地下掘削を伴う現状変更に際しては、事前の発掘調査などを実施（軽微なものについては立会）し、重要な遺構が確認された場合は、設計変更などの協議を行うこととし、規模の大きな現状変更の際には、学術調査の結果を踏まえたうえで、学識経験者などで構成される委員会を設置し、計画の検討を行うことが望ましいとされる。

#### 2) 埋蔵文化財包蔵地における土木工事など

ガイダンス施設などの計画地は、指定地外ではあるが周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれる。周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事などで掘削しようとする場合は、事前に県または市町村の教育委員会などに対して法第 93 条に基づく届出、または文化庁に対して法第 94 条に基づく通知を行わなければならない。したがって、その区域内で掘削を伴う土木工事を行おうとする者に対しては、文化財保護法の遵守と、そのために必要な手続きや措置に対し協力を求める必要がある。

## (2) 都市計画法

鳥取県では、県内市町村（19市町村）の内、13市町村内、18区域を都市計画区域として指定している。計画地は青谷都市計画区域に含まれ、その全域が非線引区域に該当する。非線引区域とは、都市計画法上「区域区分が定められていない都市計画区域」（市街化区域にも市街化調整区域にも区分されていない区域）を指し、一般に開発行為の規模が3,000㎡以上の場合、鳥取市長の許可が必要となる。

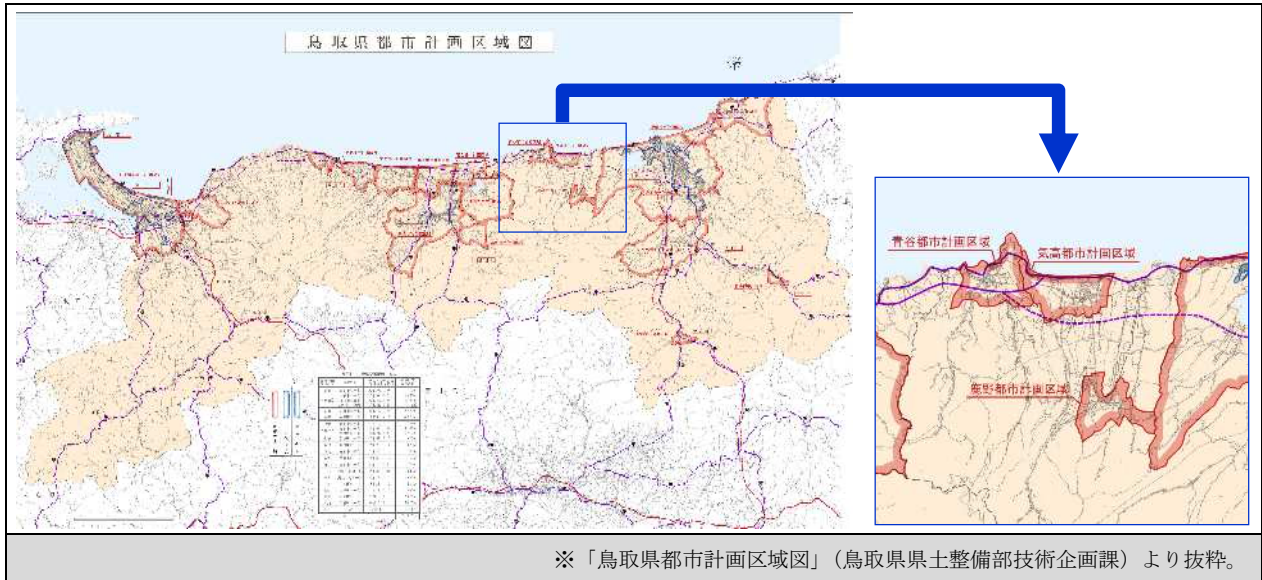


図 2.18 鳥取県都市計画区域図

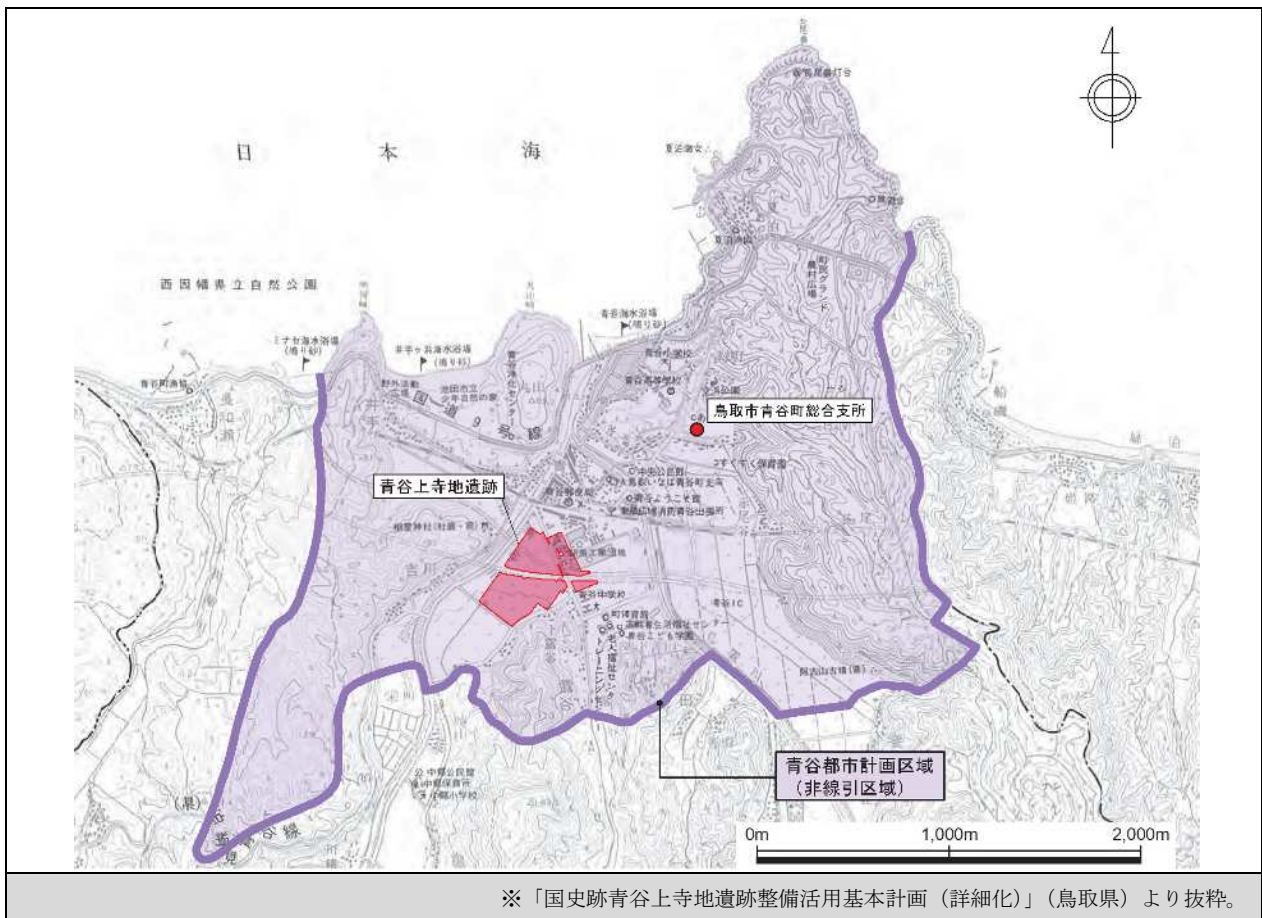


図 2.19 鳥取県都市計画区域図

■許可が必要となる開発行為（鳥取市都市整備部建築指導課HPより）

一定規模以上の開発行為を行う場合は、以下の表の区分に従い許可が必要となる。また、許可に際しては、法第33条の技術基準等に適合する必要がある。

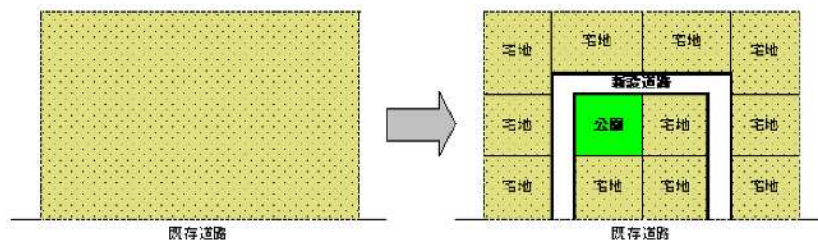
区 域	許可が必要となる面積
市街化区域内	1,000 m <sup>2</sup> 以上
市街化調整区域内	全ての開発行為
非線引都市計画区域内	3,000 m <sup>2</sup> 以上
都市計画区域外	10,000 m <sup>2</sup> 以上

■開発行為の定義について（鳥取市都市整備部建築指導課HPより）

①区画の変更

道路、公園等の独立した物件としてその境界を明認しうるものを新設、変更又は廃止を行う場合のことである。なお、単なる土地の分合筆は、該当しない。

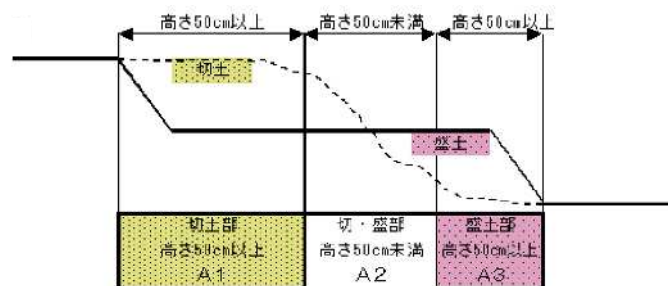
【例】



②形の変更

高さ 50cm 以上の切土又は盛土を含む一体的な造成行為により、土地の形状を変更する場合のことである。

【例】

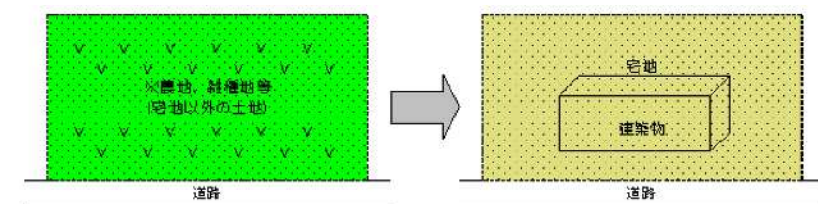


「形の変更」の対象面積 = A1 + A2 + A3  
 《解 説》  
 開発区域内の一部において、高さが50cm以上の切土又は盛土が生じた場合は、「形の変更」が生じたものと捉え、切土又は盛土を行った区域全体を「形の変更」の対象面積として取扱うことになります。

③質の変更

農地、山林、雑種地、池沼等の宅地以外の土地を宅地にするなど、土地の有する性質を変更する場合のことを指す。

【例】



## 1) 史跡指定地における開発許可の要否について

都市計画法第 34 条の 2 (開発許可の特例) によれば、「国または都道府県等の行う開発行為については、当該国の機関または都道府県等と鳥取県知事との協議が成立することをもって、開発許可があったものとみなす」とされている。

本事業は鳥取県が施行者のため、この条文を適用し、史跡指定地における開発許可は不要であると判断される。

### 〈都市計画法第 34 条の 2〉

(開発許可の特例)

第三十四条の二 国又は都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村若しくは都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村がその組織に加わっている一部事務組合、広域連合若しくは港務局（以下「都道府県等」という。）が行う都市計画区域若しくは準都市計画区域内における開発行為（第二十九条第一項各号に掲げる開発行為を除く。）又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内における開発行為（同条第二項の政令で定める規模未滿の開発行為及び同項各号に掲げる開発行為を除く。）については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもって、開発許可があったものとみなす。

2 第三十二条の規定は前項の協議を行おうとする国の機関又は都道府県等について、第四十一条の規定は都道府県知事が同項の協議を成立させる場合について、第四十七条の規定は同項の協議が成立したときについて準用する。

### (3) 農地法および農業振興地域の整備に関する法律（農振法）

史跡指定地の南～南西側（勝部川東側地域、史跡指定地外）に所在する水田の大半は、農地法に定める第1種、第2種農地及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域内の農用区域（以下、農振農用区域）となっている。公益性の高い事業の用に供する場合などを除き、原則として農地からの転用及び農振農用区域からの除外は不許可となっている。ただし、農地以外に転用された土地の権利を取得するものが県である場合は転用許可が不要となる。なお、既存の史跡指定地については既に農振法が除外されているが、新たに指定地を追加した場合は、その土地の整備にあたって農振法除外の手続きが必要である。

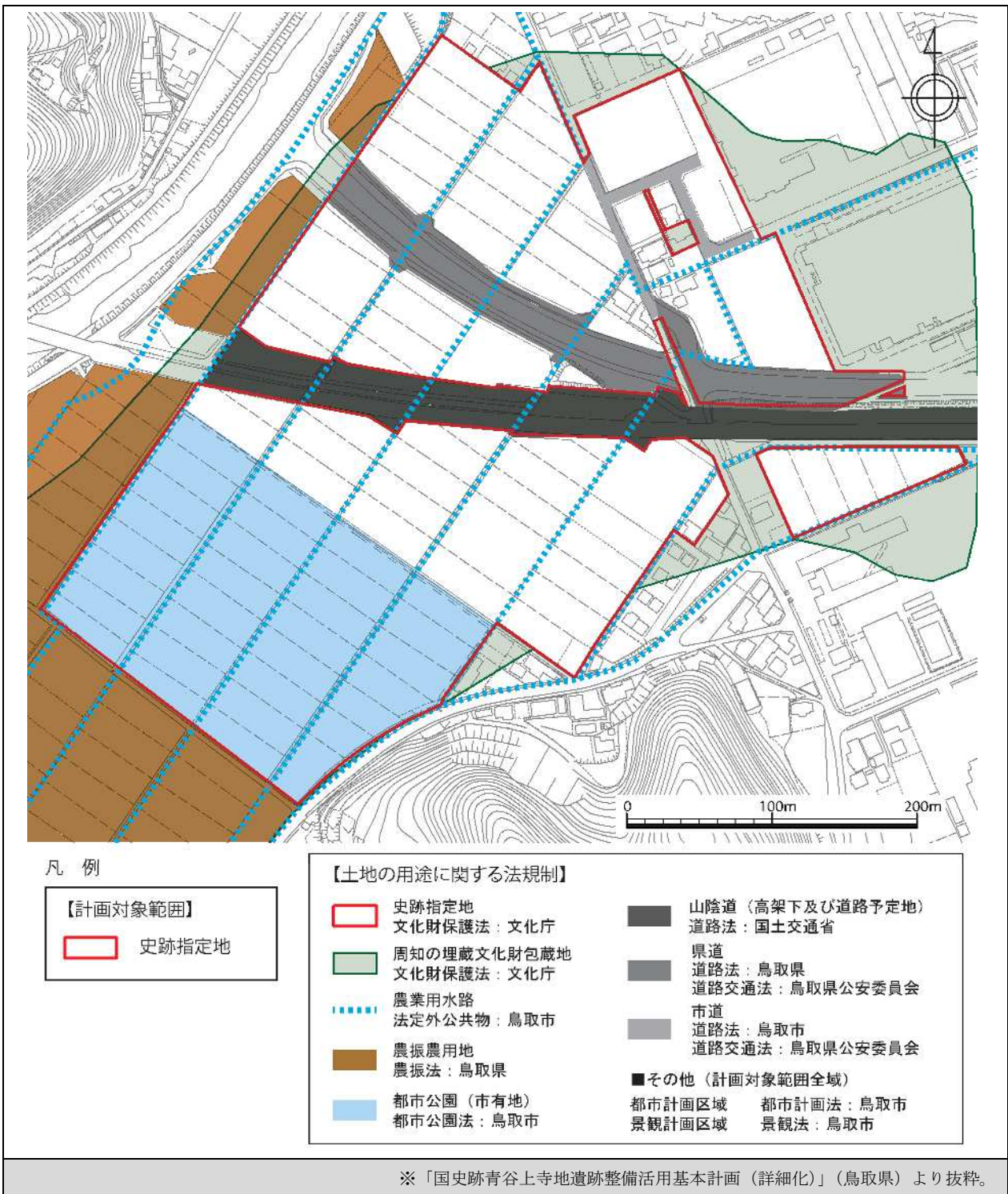


図 2.20 計画対象範囲における各種法規制

#### (4) 道路法

道路の占用の許可については道路法第 32、33 条に定められているとおり、道路管理者（山陰道：国土交通省、県道：鳥取県、市道：鳥取市）の許可が必要である。道路の占用は、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限る旨が規定されているが、高架の道路の路面下については同法 33 条第 2 項で「高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの」に対しては、この規定は緩和されている。

ただし、占有主体は高架の道路の保全に支障を生ずることの無いよう占有物件を的確に管理することができるものと認められる者であることとされ、日常点検を実施する必要がある。

#### (5) 道路交通法

道路の占有においては、道路法と同時に、道路交通法第 76 条に定める禁止行為に該当しないこと、同法第 77 条に定める道路の使用許可の基準を満たすことが求められる。

#### (6) 都市公園法

史跡指定地内の南側 4.18ha は鳥取市管理の都市公園用地であり、管理者以外の者が公園施設を設置する場合は、都市公園法第 5 条に基づき、鳥取市都市公園条例による許可を要する。

また、公園施設以外の工作物その他の物件又は施設（同法第 7 条に規定されるものに限る）を設け、占有しようとする場合も、鳥取市都市公園条例による許可を要する。

(7) 景観法

史跡指定地を含む鳥取市の全域は、鳥取市景観計画において景観計画区域に定められており、景観の保全や周辺との調和を重視した景観形成を目指している。

このため、「高さ 13m超又は建築面積 1,000 m<sup>2</sup>超の建築物・工作物」、「開発行為に係る土地の面積が 10,000 m<sup>2</sup>超又は当該行為に伴い生じるのり面又は擁壁の高さが 5m超及び長さが 10m超」等の場合は、鳥取市長への届出が必要となる。

- 届出を要する行為及び規模要件
- (青谷上寺地遺跡は右表のA区域に該当する。)

届出対象行為類型		A.市域全域 (景観形成重点区域 B、C、D、Eを除く。)	B.久松山山系 景観形成重点区域	D.因幡白兔 景観形成重点区域
建築物の建築等	建築物の新築又は移転 (右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。)	E.鹿野城下町 景観形成重点区域 高さ 13m超又は建築面積 1,000 m <sup>2</sup> 超(商業地域等(※)にあっては、高さ 20m超又は建築面積 1,500 m <sup>2</sup> 超)	C.湖山池 景観形成重点区域 高さ 13m超又は延べ床面積 200 m <sup>2</sup> 超	高さ 5m超又は延べ床面積 10 m <sup>2</sup> 超
	建築物の増築・改築、外観を変更することとなる修繕・模様替、色彩の変更	上記に該当する建築物において、当該行為に係る部分の面積の合計が 10 m <sup>2</sup> 超		
工作物の新設又は移転 (右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。)	工作物(建築物を除く。)の建設等	①煙突、排気塔その他これらに類するもの ②広告塔、広告板、装飾塔その他これらに類するもの ③電波塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの ④高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの ⑤彫像、記念碑その他これらに類するもの ⑥鉄柱、木柱その他これらに類するもの(⑦の支持物を除く。)	高さ 13m超又は築造面積 1,000 m <sup>2</sup> 超(建築物に付設される場合は、高さ 5m超、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ 13m超)	高さ 5m超(建築物に付設される場合は、高さ 1m超、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ 5m超)
		⑦電線、索道用架線その他これらに類するもの(これらに類するものを含む。)	高さ 20m超	高さ(建築物に付設される場合は、地盤面から上端までの高さ)13m超

届出対象行為類型		A.市域全域 (景観形成重点区域 B、C、D、Eを除く。)	B.久松山山系 景観形成重点区域	D.因幡白兔 景観形成重点区域	
工作物の新設又は移転 (右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。)	工作物(建築物を除く。)の建設等	⑧観覧車、飛行塔、コースターその他これらに類するもの ⑨コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュプラントその他これらに類するもの ⑩石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵・処理施設 ⑪汚水処理施設、ごみ処理施設、し尿処理施設その他これらに類するもの ⑫塀、さく、垣(生け垣を除く。)、擁壁その他これらに類するもの ⑬自動車車庫、物件保管施設その他これらに類するもの	高さ 13m超又は築造面積 1,000 m <sup>2</sup> 超(建築物に付設される場合は、高さ 5m超、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ 13m超)	高さ(建築物に付設される場合は、地盤面から上端までの高さ)5m超又は築造面積 10 m <sup>2</sup> 超	高さ(建築物に付設される場合は、地盤面から上端までの高さ)5m超又は築造面積 10 m <sup>2</sup> 超
		工作物の増築・改築、外観を変更することとなる修繕・模様替、色彩の変更	高さ 3m超	高さ 1.5m超	高さ 1.5m超
開発行為		土地の面積 10,000 m <sup>2</sup> 超又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ 5m超及び長さ 10m超	土地の面積 500 m <sup>2</sup> 超又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ 1.5m超	土地の面積 500 m <sup>2</sup> 超又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ 1.5m超	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(開発行為を除く。)		土地の面積 10,000 m <sup>2</sup> 超又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ 5m超及び長さ 10m超	土地の面積 500 m <sup>2</sup> 超又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ 1.5m超	土地の面積 500 m <sup>2</sup> 超又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ 1.5m超	
木竹の伐採		伐採面積 10ha 超	高さ 10m超又は伐採面積 500 m <sup>2</sup> 超	高さ 10m超又は伐採面積 500 m <sup>2</sup> 超	
屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件のたい積		高さ 5m超又はその用に供される土地の面積 1,000 m <sup>2</sup> 超	高さ 1.5m超又はその用に供される土地の面積 100 m <sup>2</sup> 超	高さ 1.5m超又はその用に供される土地の面積 100 m <sup>2</sup> 超	
特定照明		照明の対象となる建築物等の高さ 13m超	照明の対象となる建築物等の高さ 5m超	照明の対象となる建築物等の高さ 5m超	

※「商業地域等」とは、都市計画法に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

**(8) 鳥取市法定外公共物管理条例（平成 28 年条例 8 号）**

法定外公共物とは、道路法、河川法、下水道法、海岸法等の法令の適用または準用がなく、かつ登記上私権が設定されていない公共物（里道、普通河川、水路、ため池等）のことを指す。

鳥取市法定外公共物管理条例 第 4 条によれば、法定外公共物の敷地内において次に掲げる行為（維持管理するために行うしゅんせつ、修繕等は除く）を行う際は、鳥取市長の許可を受ける必要がある。また、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様に許可が必要となる。

- ① 工作物を新築し、改築し、又は除去すること。
- ② 流水を使用すること（かんがいの用その他公共の用に供する場合を除く。）。
- ③ 土石、竹木その他これらに類する産出物を採取すること。
- ④ 掘削、盛土その他土地の形状を変更すること。
- ⑤ 立木を植栽又は伐採すること。
- ⑥ 法定外公共物を本来の目的以外の目的に使用すること。
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、法定外公共物の現状に影響を及ぼし、又はそのおそれがある行為を行うこと。

**(9) 土壤汚染対策法の土地の形質変更届（法第 4 条）**

一定規模（3000m<sup>2</sup>）以上の土地の形質を変更しようとするものは、着工の 30 日前までに鳥取市に届出をする必要がある。

**(10) 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）**

計画地は、特定盛土等規制区域に位置する。対象工事は、公共施設用地において、地方公共団体が管理する公園事業となるため、許可を要しない工事に該当する（鳥取市都市整備部都市企画課に確認）。